

■ 神崎市地域公共交通会議及び地域公共交通活性化協議会について

○ 地域公共交通会議 とは

- ・ 地域公共交通会議は、地域住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、地方公共団体を主催者とし、地域関係者による合意形成を図る場として、平成 18 年 10 月の改正道路運送法で制度化されたもので、本市では平成 20 年 12 月に設置されました。
- ・ 事業実施に伴う計画などの事項についてあらかじめ本会議から合意を得ることで、道路運送法上の手続き（認可、協議）に際し、弾力化や簡素化に資する特例措置の適用を受けることができます。

○ 地域公共交通活性化協議会 とは

- ・ 地域公共交通活性化協議会（法定協議会）は、地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画策定及び実施を通じ、地域住民の移動手段の確保を始めとした課題について協議を行う場とするべく、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき制度化されたもので、本市では平成 21 年 1 月に設置されました。
- ・ 本市巡回バスは、協議会で策定した地域公共交通総合連携計画に基づき、協議会が実施主体として平成 21 年 7 月から運行を開始しました。係る費用は運賃収入や市からの補助金のほか、国からの補助金（地域公共交通活性化・再生総合事業補助金）も充当していました。
- ・ その後の法改正を経て、現在の巡回バスは令和 2 年 3 月に策定した神崎市地域公共交通網形成計画（網計画）に基づき運行しており、毎年策定する生活交通確保維持改善計画により、引き続き国から補助金（地域公共交通確保維持改善事業費補助金）を受け入れています。
- ・ また、網計画は市全体の公共交通網の見直しを図るための基本指針として位置づけられており、令和 3 年 10 月には巡回バスの運行系統を見直すとともに、新たに予約型乗合タクシー「NORARU（のらる）」を導入するなど、持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けて、利便性の向上と運行区域の拡大に取り組んでいます。

◎地域公共交通会議と地域公共交通活性化協議会の違い

	地域公共交通会議	地域公共交通活性化協議会
根拠法令	道路運送法	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
対象交通	バス・タクシー等の単一形態	バス・タクシー・鉄道等の複数形態 ※単一形態も可
会議参加 応諾義務	なし	あり
計画策定	任意（補助金なし）	補助金の交付を受ける場合は必須
事業実施における 補助金	なし	あり
メリット	この会議で合意された場合 ・路線の設定 （路線の新規・変更）等 上記手続きを簡略化・弾力化することが可能となる。	国、県からの支援を受けることができる。

『地域公共交通会議』と『地域公共交通活性化協議会』が協議していくテーマは、大半が共通する内容となります。

※「運賃設定」について法改正に伴い令和6年4月より神崎市公共交通運賃協議会にて協議を行っています。

(設置)

第1条 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条第2項の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、神崎市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次の事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 生活交通ネットワーク計画に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項
(平24要綱60・一部改正)

(組織)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 住民又はバス等の利用者
- (2) 市長又はその指名する者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者及び関係団体の職員
- (4) 社団法人佐賀県バス・タクシー協会
- (5) 国土交通省九州運輸局佐賀運輸支局長又はその指名する者
- (6) 道路管理者及び公安委員会が指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者の代表者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱からその日以後最初の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、総務企画部長をもって充てる。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(平31要綱39・令2要綱25・一部改正)

(会議)

第6条 交通会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を交通会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。
- 4 交通会議の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 交通会議は、原則として公開とする。ただし、開催日時、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、市その他関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第8条 交通会議は、会議に付すべき事項を調査、検討及び交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、第3条に定める委員その他交通会議が必要と認める者を委員とする。
- 3 幹事会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、説明及び意見を聴くこと、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、総務企画部総合政策課において処理する。

(平27要綱15・平28要綱29・令7要綱37・一部改正)

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に行われる交通会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成24年要綱第60号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年要綱第15号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年要綱第29号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年要綱第39号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年要綱第25号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和7年要綱第37号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

神崎市地域公共交通活性化協議会規約

平成21年1月9日制定

（目的）

第1条 神崎市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項並びに地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号ほか。以下「交付要綱」という。）第3条の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）並びに生活交通確保維持改善計画の作成及び実施に係る協議を行うため設置する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を佐賀県神崎市神崎町鶴3542番地1に置く。

（事業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- （1）公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- （2）公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- （3）公共交通計画に位置づけられる事業の実施に関すること。
- （4）生活交通確保維持改善計画の策定及び変更の協議に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第4条 協議会の委員は、別表に掲げる者及び団体等を代表する者をもって構成する。

（役員の選任）

第5条 本協議会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
 - （2）副会長 1名
 - （3）監事 2名
- 2 会長は、神崎市総務企画部長をもって充てる。
 - 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
 - 4 監事は、委員のうちから、会長が任命する。

（役員の職務）

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会に報告しなければならない。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

4 会議は原則として公開とする。ただし、開催日時、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 委員は、会議を欠席するときは、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第10条 協議会は、第3条の各号に定める事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、第4条に定める委員その他協議会が必要と認める者で組織する。

3 幹事会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、神崎市総務企画部総合政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第 1 4 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第 1 5 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 21 年 1 月 9 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に行われる会議は、第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、神崎市が招集する。

附 則

この規約は平成 21 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この規約は平成 24 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この規約は平成 27 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

この規約は平成 28 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この規約は令和元年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この規約は令和 2 年 7 月 30 日から施行する。

附 則

この規約は令和 2 年 9 月 10 日から施行する。

附 則

この規約は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 4 条関係)

区 分	委 員
法第 6 条第 2 項第 1 号	神崎市
法第 6 条第 2 項第 2 号	公共交通事業者
	社団法人佐賀県バス・タクシー協会
	国土交通省佐賀国道事務所鳥栖維持出張所長
	佐賀県東部土木事務所
	神崎市産業建設部
法第 6 条第 2 項第 3 号	神埼警察署
法第 6 条第 2 項第 4 号	住民・バス等の利用者

	市長が必要と認める者
	佐賀県

地域への公共交通導入ガイドブック

《道路運送法編》



平成29年 3 月



国土交通省 九州運輸局

1 道路運送法とは

- 『道路運送法』は、バスやタクシーといった旅客自動車運送事業について規定された法律です。
- 公共交通のように“**他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業**”は、『道路運送法』に規定されており、公共交通を運行する場合に守るべき基本的な法律の一つとなります。

道路運送法の目的（法第1条）

道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、
利用者の需要の“多様化”及び“高度化”に的確に対応した
サービスの円滑かつ確実な提供

輸送の安全の確保、
道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進

道路運送の総合的な発達

もって公共の福祉を増進することを目的とする



2 旅客自動車運送事業について

事業の定義（法第2条）・種類（法第3条）

- “**他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業**”は、「旅客自動車運送事業」にあたり、事業種別ごとに国土交通大臣の許可が必要となります。使用する車両は事業用自動車と呼ばれ、ナンバープレートは**緑色**（軽自動車は黒）となります。

旅客自動車運送事業の定義（法第2条③）

（旅客自動車運送事業の定義）

- ①**他人の需要に応じ**、②**有償で**、③**自動車を使用して**、④**旅客を運送する事業**



事業の種類は？

○一般**旅客**自動車運送事業（法第3条第1号）

- 一般**乗合**旅客自動車運送事業
乗合旅客（不特定多数）を運送

路線バスや
コミュニティ
バスなど



- 一般**乗用**旅客自動車運送事業
定員**10人以下**の自動車を貸し切って
旅客を運送

一般タクシー



- 一般**貸切**旅客自動車運送事業
定員**11人以上**の自動車を貸し切って
旅客を運送

観光バス
など



○**特定旅客**自動車運送事業（法第3条第2号）

特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送

送迎バスなど

（学校に通う児童、生徒及び教職員 / 事業所に通う従業員）



経営許可（法第4条） ～『緑ナンバー』と『白ナンバー』～

- 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、**道路運送法による許可**を受ける必要があります。公共交通は、運賃等（対価）をもらって運行することが基本となるため、原則として「緑ナンバー（事業用）」の車両を使用することになります。

(経営許可(法第4条)～『緑ナンバー』と『白ナンバー』～の続き)

○ただし、例外的に「白ナンバー(自家用)」の車両を使用できる場合があり、緑ナンバーで運行する公共交通を『一般旅客自動車運送事業』、白ナンバーで運行する公共交通を『自家用有償旅客運送』と呼びます。

本書
P17～
参照



緑ナンバー⇒事業用自動車

旅客(利用者)や貨物を運送することで対価(運賃や配送料)をもらうことを目的とした車両

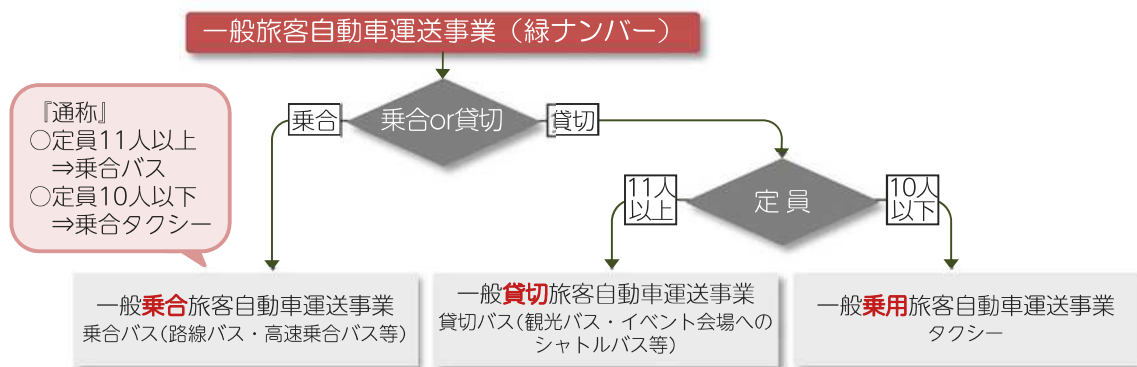


白ナンバー⇒自家用自動車

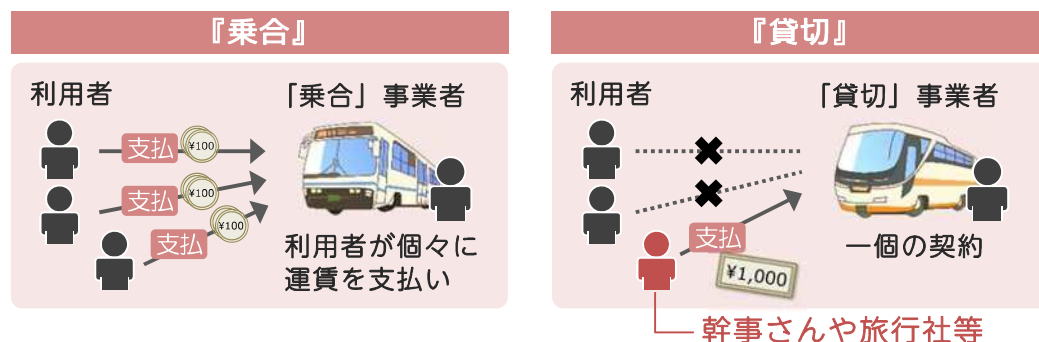
事業用自動車以外の一般的な車両
※対価をもらって旅客(利用者)を運送することは違法行為になります。
(いわゆる「白バス」「白タク」)

『乗合』と『貸切』のちがい

- 『乗合』とは、不特定多数の利用者が1つの車両に一緒に乗る形態で、一般の路線バスやコミュニティバスなどはこれに該当します。利用者は個々に運賃を支払う形で、法律上はバス車両(定員11名以上)かタクシー(定員10名以下)の別は問いません。
- 『貸切』とは、運行事業者と利用者が1つの運送契約を結んで運送する形態で、観光バスやタクシーなどはこれに該当します。1個の契約により旅客を運送することが原則となります。



○契約形式(運賃等の支払いの形)がポイント



3 公共交通の導入に係る事業の許可・申請

乗合バス（路線バス）

- 公共交通を導入するときは、利用者がそれぞれ運賃を支払う乗合バス（路線バス）事業に依る形が一般的です。**正式には一般乗合旅客自動車運送事業**といいます。
- 乗合バスの主な形態には、一般の路線バス、高速バスなどがありますが、これらは路線を定めて定期運行する自動車により不特定多数の旅客を乗り合わせて運送する事業です。

一般乗合旅客自動車運送事業の種類

- 通常路線バスといわれる「路線定期運行」（高速バス含む）
- 深夜型シャトルバス、基本路線型の予約制バスなどの「路線不定期運行」
- 予約等により自宅から目的地まで運行するデマンド交通「区域運行」

コミュニティバスは主にこれに該当



写真：なるほど!!公共交通の勘どころ、地域内フィーダー系統に関する市町村の取組み事例集

許可申請（法第5条）

- 乗合事業者は、道路運送法による**事業の経営許可、運賃・料金の認可や届出**が必要です。
- 運行の態様ごとに事業計画を定める**必要があります。運行の様態には「路線定期運行」「路線不定期運行」「区域運行」の3種があります

路線定期運行

特徴：予め定められた時間に定められたルートを行き止る



路線不定期運行

特徴：利用者がある場合にのみ予め定められたルートを行き止る



区域運行

特徴：路線を定めず、予約がある場合のみ区域内を行き止る



※路線不定期運行及び区域運行の実施には、地域公共交通会議等で協議が整っている必要があります。

参考

『乗合タクシー』という言葉について

主にタクシー事業者のタクシー車両（定員10人以下）による乗合事業を指します。不特定多数の人が乗り合わせる形態は乗合に区分され、タクシー車両を用いてもタクシー事業ではありません。

『事業計画』と『運行計画』（法第5条、法第15条～法第15条の3）

○事業計画の申請書は、**運行の態様ごとに必要な記載事項が異なり**、路線定期運行は事業計画のほか、運行計画を定めることも必要となります。

許可申請（法第5条）

申請書記載事項/詳細な許可基準

- 事業者名
- 事業種別
- 路線又は営業区域、

○**事業計画（則第4条）** └ **〈事業計画〉** 原則、許可・認可が必要 ※軽微な変更は届出
〈運行計画〉 路線定期運行の場合のみ、すべて届出

➡ 路線定期運行の場合・・・事業計画とあわせて運行計画を提出

事業計画（法第5条第1号/則第4条①）

- 路線の起終点の地名・地番
- 路線のキロ程及び主たる経過地
- 主たる事業所・営業所の名称及び位置
- 営業所ごとの事業用車両の数
〈主な条件〉1営業所ごとに最低5両の常用車および1両の予備車（ただし、地域公共交通会議の協議によるもの又は過疎地域等は例外措置あり）
- 自動車車庫の位置、収容能力
〈主な条件〉原則は営業所併設（併設できない場合2km以内）、前面道路が車両制限令に抵触しない
- 事業用車両の大きさ・重量
〈主な条件〉保安基準への適合：道路運送車両法（自動車の構造・装置、整備管理者・点検義務など）
車両制限令への適合：道路法、車両制限令（幅・重量・高さなどの車両諸元の最高限度）
公共交通移動円滑化基準への適合：床面や乗降口などのバリアフリー対応など
- 停留所の名称・位置・停留所間のキロ程
〈主な条件〉原則として3年以上の権原を有するもの
道路法に基づく道路占用許可、道路交通法に基づく道路使用許可を得ていること
フリー乗降区間の設定可能

※ 路線図を添付（則第4条②）

- 路線
- 縮尺及び方位
- 営業所及び停留所の位置・名称
- 自動車車庫の位置
- 道路種別ごとのキロ程、有効幅員、待避所位置



運行計画（法第15条の3/則第15条の12）

- 運行系統（起点・終点・経過地）
- 運行回数並びに始発・終発の時刻（運行回数が少ない場合は運行時刻）

➡ 路線不定期運行の場合・・・事業計画を提出

事業計画（法第5条第1号/則第4条③）

- 路線の起点・終点の地名及び地番
- 路線のキロ程及び主たる経過地
- 主たる事業所・営業所の名称及び位置
- 営業所ごとの事業用車両の数
 - 〈主な条件〉1営業所ごとに最低3両（地域公共交通会議の協議による例外あり）、
定員11人未満の自動車の内訳も必要
- 自動車車庫の位置、収容能力
- 事業用車両の大きさ・重量
- 運行系統
- 乗降地点の名称・位置・乗降地点間のキロ程
- 各地の発車時刻または着地の到着時刻

※路線図を添付（則第4条④）

- 路線
- 縮尺及び方位
- 営業所及び乗降地点の位置・名称
- 自動車車庫の位置
- 運行系統
- 道路種別ごとのキロ程、有効幅員、待避所位置

➡ 区域運行の場合・・・事業計画を提出

事業計画（法第5条第1号/則第4条⑤）

- 営業区域
- 主たる事業所・営業所の名称及び位置
- 営業所ごとの事業用車両の数
 - 〈主な条件〉1営業所ごとに最低3両（地域公共交通会議の協議による例外あり）、
定員11人未満の自動車の内訳も必要
- 自動車車庫の位置、収容能力
- 運送の区間
- 発地の発車時刻もしくは着地の到着時刻又は運行間隔時間

※路線図を添付（則第4条⑥）

- 営業区域
- 自動車車庫の位置
- 営業所、発地及び着地の位置・名称
- 縮尺及び方位

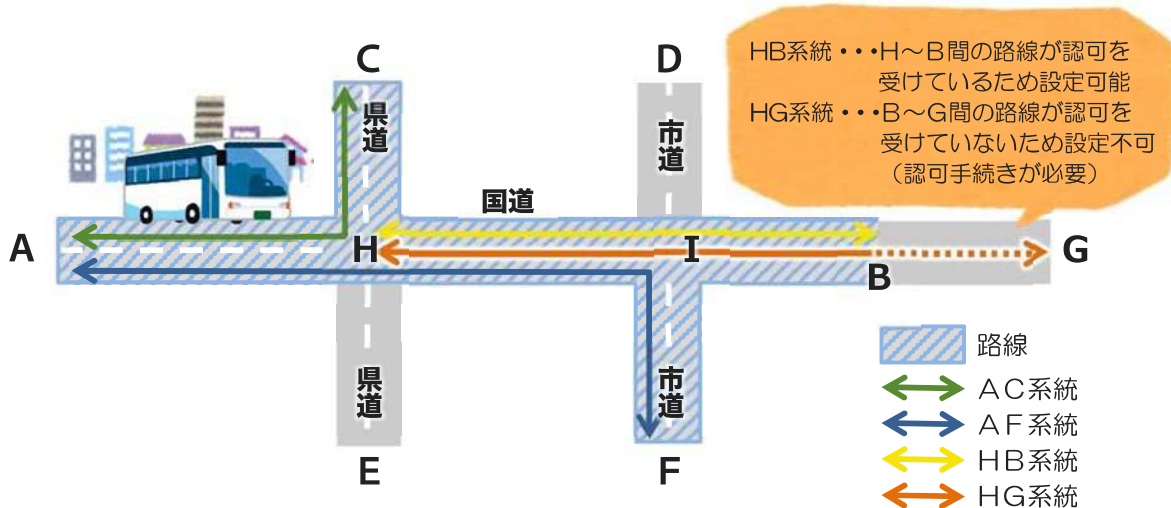
その他の許可基準・添付書類（法5条②/則第6条）

- 運行管理体制（公示1.（6））・・・運行管理者の確保、運行管理規程の作成等
 - 〈一般乗合〉乗車定員11人以上（または10人以下で事業用車両5両以上）の営業所において、
保有車両39両まで1名、以降40両ごとに1名増
 - 運転手の確保（公示1.（7））・・・運転者の過労防止措置・教育、服務規律の作成等
 - 事業資金（調達方法）（公示1.（8））・・・車両等の取得費（リースも可）等
 - 乗務員の休憩等の施設（公示1.（3）⑤）
 - 運行により生じた旅客等の損害賠償措置（公示1.（10））
 - 法令遵守（公示1.（9））
 - 法人の場合、定款・登記簿・貸借対照表 などを添付
- ※「公示」はH13.12.25九運公福第39号（一般乗合旅客自動車運送事業の許可及び認可等の申請に関する審査基準）

『路線』と『運行系統』とは

○路線は、バス等が運行できる「道路」を指し、運行するには認可が必要です。

○運行系統は、運行の「経路」を指し、認可を受けていない路線上には設定できません。



各態様の特徴に関する一覧表

一般乗合旅客自動車運送事業の態様別（則第3条の3）の概要

項 目	路線定期運行	路線不定期運行	区域運行
路線の有無	路線を定めて運行 ※1		路線を定めずに運行
運行形態	定時運行	需要に応じて運行 (時刻不定又は完全予約制につき 定時には運行しない)	需要に応じて運行 (時刻不定又は路線不定につき 定時には運行しない)
利用者	利用者なしでも運行		利用者があれば運行（利用者がいない場合には運行しない）
道交法上の駐停車	停留所においては道交法第44条(駐停車禁止区域)で例外が認められている ※他者の停留所を使用する場合には使用承諾が必要	道交法第44条により路線定期運行・特定旅客運送の停留所には駐停車できない(運行時間中) ※路線定期のバス停ではない主要施設構内確保を促す	
バリアフリー法※3	適用 (必要に応じて適用除外認定)	適用外	
公安委員会への意見聴取 ※4	必要		不要
道路管理上の意見聴取 ※5	必要		不要
具体的事例	・一般路線バス ・定期コミュニティバス ・定時乗合タクシー ・定期観光バス 等	・路線を定めた完全予約制の乗合タクシー ・観光需要対応型タクシー 等	・デマンド型乗合タクシー (過疎地、団地、観光、空港等に対応)

※1. 乗合の基本は路線定期運行であり、路線不定期運行及び区域運行については、地域公共交通会議等で協議が調っている必要がある（明らかに路線定期運行との整合性をとる必要がないものを除く）

※2. 路線の一部をコールポスト等によりデマンド運行する場合も路線定期運行とみなす

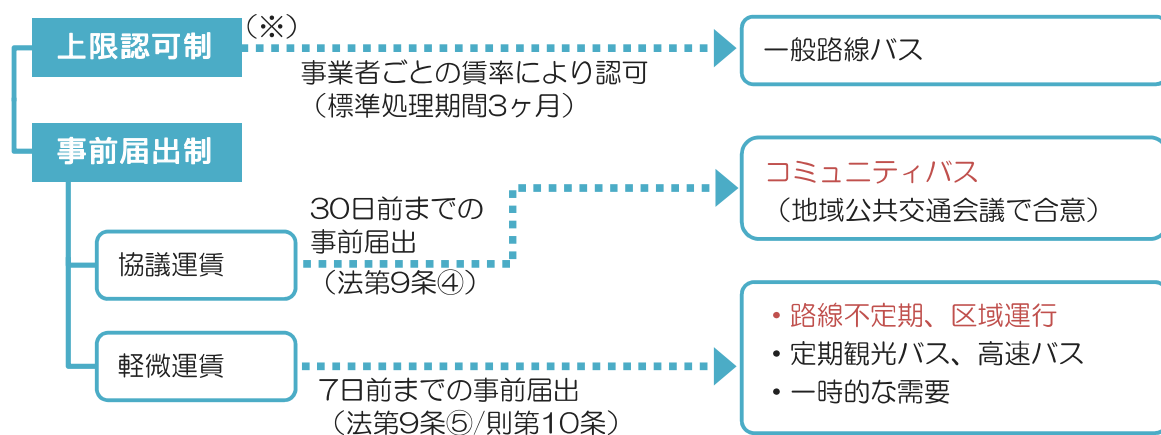
※3. バリアフリー法を適用外とするため意図的に路線不定期運行や区域運行にすることのないよう運行形態をよく見極めること

※4. 交通安全上の意見照会は、公共交通会議で協議が整っている場合（構成員に公安委員会が入っているとき）又は使用車両の定員が10人以下の場合は省略が可能

※5. 地域公共交通会議等の構成員に「公安委員会（地元警察署）」及び「道路管理者」が含まれている場合は、後の申請手続きを円滑に進めるために意見照会について早期回答をもらえるよう協力を依頼

運賃・料金の設定（運行態様別）

○運賃等の設定に際しては、**運行態様別に認可・届出が必要**です。それぞれの態様において標準処理期間などを考慮したうえで、必要な処置を講じる必要があります。



※ 一般路線バスの運賃は、電気・ガス・水道などの公共料金と同様の取扱いにより設定されます。運輸審議会の諮問を経て国土交通大臣の認定を受けた上限運賃を元に、その上限運賃から20%以下の範囲内で実施する運賃を設定することになっています。

○「地域公共交通会議」での協議を行った場合に、運賃の設定・変更等に関する手続きを簡素化する特例措置が設けられており、運行態様別には以下のような内容となっています。

	路線定期運行	路線不定期運行	区域運行
地域公共交通会議で協議されない場合	上限認可 法第9条① 届出 法第9条⑤ 則第10条 ①定期観光運送 ②高速バス運送 ③一時的需要のための限定運送 ④その他大臣が認めた運送	届出 法第9条⑤ 則第10条 上限認可 則第10条 地域住民の生活における当該事業の必要性を勘案して大臣が認めた運送	届出 法第9条⑤ 則第10条
地域公共交通会議で合意が得られた場合	届出 法第9条④	届出 法第9条④	届出 法第9条④
※地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保、その他の旅客の利便の増進を図るために乗合運送を行う場合において、 <u>地域公共交通会議で合意しているときは届出による柔軟な運賃・料金が設定可能となっている</u>			

4 事業実施に向けた申請

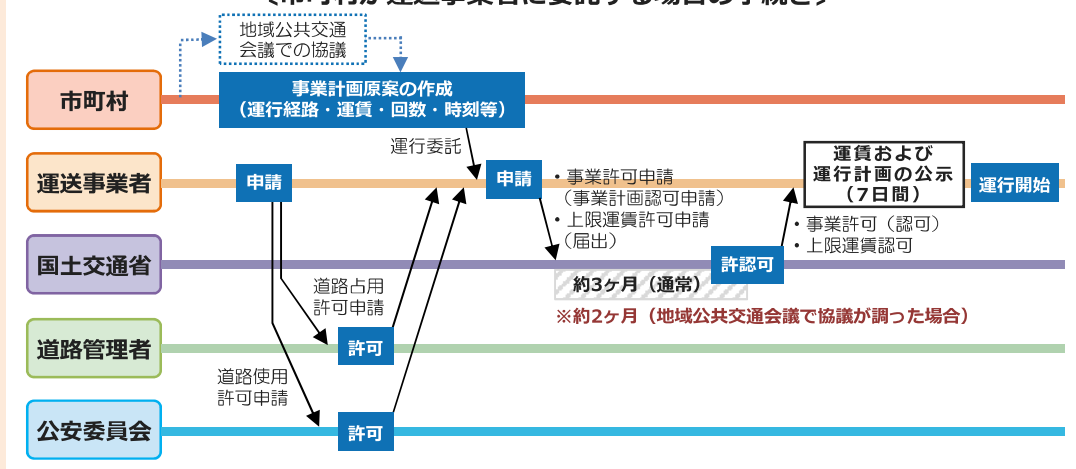
地域公共交通の導入に係る手続きのながれ

○乗合バス等を導入する際、必要な許可手続きのながれは以下のとおりです。なお、道路上にバス停を設置する際の**道路使用許可・道路占用許可の申請**、運行委託を行う場合の**事業者の選定や調整**など、申請に加えて必要となる手続きの必要期間も考慮してスケジュールを作成しましょう。

「乗合」のバス・タクシーを運行するための手続き（法第4条による許可）

- 有償で「乗合」のバス・タクシーを運行する場合には、運行主体により道路運送法上の許可手続きを行う必要があり、事業計画・運行計画を作成して国に申請します。
- 許可手続きの前に、道路管理者・公安委員会等への許可申請、運行を委託する事業者の選定や調整が必要であり、申請後はその処理期間や公示に掛かる期間等の余裕を確保しましょう。

〔市町村が運送事業者に委託する場合の手続き〕



〔参考〕補助金の交付申請に係るながれと年間スケジュール

○地域公共交通確保維持改善事業などの補助金活用を考えている場合は、下記の補助金の交付申請に係る期間にも考慮が必要です。

補助金の交付を申請するための手続き（地域公共交通確保維持改善事業）

○地域公共交通確保維持改善事業の補助金交付を受ける場合は、事前に「生活交通確保維持改善計画」等の認定申請を行う必要があります。なお、補助金の交付（振込）は、事業年度終了後に事業評価を実施した後になります（事業年度は当年10月1日～翌年9月30日）。

〔補助金交付までの流れとスケジュール〕



※スケジュールは年度によって変更になる場合があります

地域公共交通会議の活用

- 地域公共交通会議等の協議により、**手続きの弾力化や簡素化の特例措置**が設けられています。
- 例えば、事業の許可には通常約3ヶ月かかりますが、「地域公共交通会議」で協議が調った場合については概ね2ヶ月で許可となります（具体的な処理期間は本書P15を参照）。

地域公共交通会議（則第9条の3）

〈目的〉

- 地域の実情に応じた乗合旅客運送の方法、運賃・料金、市町村有償運送の必要性・対価などを地域の関係者で協議。
- 地域全体で整合性のとれたネットワークの構築に向けた交通計画を策定。
- 輸送の安全・旅客の利便確保策などを検討。

〈主宰者〉

- 市町村又は都道府県（※自主的な判断によって設置）

〈構成員〉

- 市町村又は都道府県、旅客自動車運送事業者（又はその団体）、住民代表、利用者代表、運輸局（又は支局）、運転者が組織する団体、（道路管理者、都道府県警、学識経験者等）

地域公共交通会議等の協議結果に基づき、道路運送法上の手続きを行う場合には、以下のような手続きの弾力化・簡素化の特例措置が設けられています。

- 1** 運賃・料金の設定、変更に係る手続きの簡素化（法第9条④）
協議が調っている場合は届出をもって足りるとされています。
- 2** 路線の廃止又は休止の届出時期の短縮（法第15条の2②）
協議を調えることによって、届出時期が6ヶ月前から30日前までに短縮されます。
- 3** 路線不定期運行又は区域運行の実施に係る弾力化（H13.12.25九運公福第39号）
協議を調えることによって、当該運行の実施が可能になります。
- 4** 使用する車両の弾力化（H13.12.25九運公福第39号）
協議を調えることによって、乗車定員11人未満の車両で運行をすることが可能になります。
- 5** 最低車両数の弾力化（H13.12.25九運公福第39号）
協議を調えることによって、営業所ごとに配置する最低車両数の基準（常用5両＋予備1両）が緩和されます。 ※予備車が不要となるものではない
- 6** 車両を他の旅客自動車運送事業と併用することの特例（H18.9.27国自総第322号他）
協議を調えることによって、他の旅客自動車運送事業と車両を併用する事が可能になります。
- 7** 行政処分等により事業計画変更(拡大)が制限されている場合の特例(H13.12.25九運公福第39号)
協議を調えることによって弾力化が図られます。ただし、新規許可申請には適用されません。
- 8** 処理期間の短縮（H14.1.18九運公福第45号）
協議を調えることによって、路線の延長、停留所の新設、路線に配置する車両の最大値の変更などに係る処理期間が短縮されます。
- 9** 公安委員会の意見を聴取することの簡素化（H18.9.15国自旅第162号）
路線を所管する公安委員会（警察）が委員として参画し、協議を調えることによって、交通保安上の意見照会が省略されます。
- 10** バリアフリー基準の適用除外（省令※ 第43条）
地域の同意、自治体からの要請等により、小型コミュニティバスの車両構造要件等の適用除外認定を受ける事が可能となります（乗車定員11人以上23人以下、総重量5トン以下）
※省令…移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令

公共交通について協議する“場”とその種類

- 地域公共交通について協議する“場”としては、以下のような法律に基づく検討組織などがあります。それぞれの組織の目的は異なっていますが、構成員の要件は共通する部分が多いことから、**一つの組織で複数の会議等の役割を兼ねることが可能**です。
- なお、下記以外に、「地域公共交通確保維持改善事業」に関する議論や計画の策定などを行う旨補助金交付要綱で定められた協議会などもあります。

	法定協議会	地域公共交通会議	運営協議会
目的	● 地域公共交通網形成計画の策定および実施に関して必要な事項を協議	● 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様および運賃・料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性および旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関して必要となる事項の協議 ● 地域の交通計画を作成(任意)	● 公共交通空白地有償運送および福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の自家用有償旅客運送を実施するにあたり必要となる事項の協議
根拠法	● 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(第6条)	● 道路運送法施行規則(第9条の3)	● 道路運送法施行規則(第51条の8)
協議が調った場合(メリット)	● 地域公共交通網形成計画の作成 ● 同計画実施への許認可手続きの簡素化 ● 地方債起債等の特例措置	● コミュニティバス・乗合タクシーの許可等に関する特例の適用	● 自家用車での公共交通空白地有償運送および福祉有償運送の運行実施が可能 ● 自家用車の有償旅客運送の登録、運行が可能
対象交通モード	● 鉄道、軌道、バス、タクシー、旅客船等の多様なモード	● 乗合バス・乗合タクシー ● 自家用有償旅客運送(市町村運営有償運送)	● 自家用有償旅客運送(NPO等による公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送)
構成員	● 地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体 ● 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者 ● 関係する公安委員会および地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者	● 地域公共交通会議を主宰する地方公共団体の長 ● 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者およびその組織する団体 ● 住民または旅客 ● 地方運輸局長 ● 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 【必要に応じて】 ● 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業または第49条①に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、道路管理者および都道府県警察 ● 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者	● 運営協議会を主宰する地方公共団体の長 ● 一般旅客自動車運送事業者およびその組織する団体 ● 住民または旅客 ● 地方運輸局長 ● 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 ● 運営協議会を主宰する地方公共団体の長が管轄する区域内において現に公共交通空白地有償運送または福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等 【必要に応じて】 ● 学識経験を有する者その他の運営協議会の運営上必要と認められる者
参加是非	● 応諾義務あり	● 応諾義務なし	● 応諾義務なし
協議結果	● 協議会参加者の尊重義務あり	● 法律上規定なし	● 法律上規定なし
事業実施	● 行える(地域公共交通確保維持改善事業)	● 行えない	● 行えない

神崎市地域公共交通活性化協議会規約

平成21年1月9日制定

（目的）

第1条 神崎市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項並びに地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号ほか。以下「交付要綱」という。）第3条の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）並びに生活交通確保維持改善計画の作成及び実施に係る協議を行うため設置する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を佐賀県神崎市神崎町鶴3542番地1に置く。

（事業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- （1）公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- （2）公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- （3）公共交通計画に位置づけられる事業の実施に関すること。
- （4）生活交通確保維持改善計画の策定及び変更の協議に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第4条 協議会の委員は、別表に掲げる者及び団体等を代表する者をもって構成する。

（役員の選任）

第5条 本協議会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
 - （2）副会長 1名
 - （3）監事 2名
- 2 会長は、神崎市総務企画部長をもって充てる。
 - 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
 - 4 監事は、委員のうちから、会長が任命する。

（役員の職務）

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会に報告しなければならない。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

4 会議は原則として公開とする。ただし、開催日時、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 委員は、会議を欠席するときは、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第10条 協議会は、第3条の各号に定める事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、第4条に定める委員その他協議会が必要と認める者で組織する。

3 幹事会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、神崎市総務企画部総合政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第 1 4 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第 1 5 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 21 年 1 月 9 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に行われる会議は、第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、神崎市が招集する。

附 則

この規約は平成 21 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この規約は平成 24 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この規約は平成 27 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

この規約は平成 28 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この規約は令和元年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この規約は令和 2 年 7 月 30 日から施行する。

附 則

この規約は令和 2 年 9 月 10 日から施行する。

附 則

この規約は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 4 条関係)

区 分	委 員
法第 6 条第 2 項第 1 号	神崎市
法第 6 条第 2 項第 2 号	公共交通事業者
	社団法人佐賀県バス・タクシー協会
	国土交通省佐賀国道事務所鳥栖維持出張所長
	佐賀県東部土木事務所
	神崎市産業建設部
法第 6 条第 2 項第 3 号	神埼警察署
法第 6 条第 2 項第 4 号	住民・バス等の利用者

	市長が必要と認める者
	佐賀県

議題

(2) 令和6年度神崎市地域公共交通活性化協議会事業報告について

1 巡回バス運行事業

1) 令和6年4月～令和7年3月

① 運行形態 … 道路運送法第4条（一般乗合旅客自動車運送事業）

② 運行車両 … 乗車定員10人以下の車両 2両

③ 運行系統、運行回数等

運行系統	キロ程	所要時間	運行日数	運行回数	走行キロ
1・2 北部コース西	23.7km	53分	101日	404回	9,574.8km
3・4 北部コース東	22.0km	53分	101日	404回	8,888.0km
5・6 中部コース西	22.2km	60分	101日	404回	8,968.8km
7・8 中部コース東	21.5km	60分	101日	404回	8,686.0km
9 南部コース西	20.8km	53分	93日	372回	7,737.6km
10 南部コース東	24.0km	53分	93日	372回	8,928.0km
11 神埼～千代田線	13.8km	32分	295日	1770便	24,426.0km
延べ7系統					77,209.2km

④ 運行便数

- ・ 北部コース 4便／日（日曜、祝祭日を除く水曜日及び土曜日）
- ・ 中部コース 4便／日（日曜、祝祭日を除く火曜日及び金曜日）
- ・ 南部コース 4便／日（日曜、祝祭日を除く月曜日及び木曜日）
- ・ 神埼～千代田線 6便／日（日曜、祝祭日を除く月曜日から土曜日）

⑤ 運行時間

- ・ 北部コース 始発 8:15 ～ 最終便到着 18:48
- ・ 中部コース 始発 8:10 ～ 最終便到着 19:00
- ・ 南部コース 始発 8:10 ～ 最終便到着 18:53
- ・ 神埼～千代田線 始発 9:20 ～ 最終便到着 16:32

⑥ バス停留所 … 111箇所

⑦ 運賃

- ・ 大人（中学生以上） 200円
- ・ 子ども（小学生） 100円 ※ 未就学児 無料
- ・ 回数運賃（回数券） 1,000円
券種 2,000円（100円×20枚）割引率 50.0%

⑧ 輸送人員等 … 詳細はバス停別乗車人数表を参照 (単位：人、%)

運行系統	年間輸送人員				1 運行あたりの 人数	
	R6	R5	増減	前年比	R6	R5
北部コース西	215	268	△53	△19.7	0.53	0.67
北部コース東	200	185	15	8.1	0.49	0.46
中部コース西	143	211	△68	△32.2	0.35	0.53
中部コース東	195	107	88	82.2	0.48	0.27
南部コース西	505	513	△8	△1.5	1.35	1.34
南部コース東	792	701	91	12.9	2.12	1.83
神埼～千代田線	1,255	750	505	67.3	0.70	0.42
合 計	3,305	2,735	570	20.8	0.80	0.66

2 予約型乗合タクシー運行事業（NORARU：のらる）

② 運行形態 … 道路運送法第4条（一般乗合旅客自動車運送事業）

② 運行車両 … 乗車定員 10 人以下の車両 19 両

③ 運行系統、運行回数等

運行系統	日当たり		計画		実績			
	運行日 (日祝除く)	計画 回数	運行 日数	運行 回数	運行 日数	運行 回数	運休 回数	運行 割合
12 北部デマンド	月・木	3	93	279	81	283	0	101.4
13 中部デマンド	水・土	3	101	303	76	218	85	71.9
14 南部デマンド	火・金	3	101	303	76	226	77	74.5

④ 運行便数及び運行時間

便名	発車時刻	到着時刻	予約時間	備考
指定施設 1 便	08時30分	09時20分	前日17時00分まで	自宅近くのバス停 ↓ 指定施設のバス停
指定施設 2 便	09時30分	10時20分	前日17時00分まで	
指定施設 3 便	10時30分	11時20分	当日09時30分まで	
指定施設 4 便	13時00分	13時50分	当日12時00分まで	
指定施設 5 便	14時30分	15時20分	当日13時30分まで	
自宅 1 便	10時30分	11時20分	当日09時30分まで	指定施設のバス停 ↓ 自宅近くのバス停
自宅 2 便	11時30分	12時20分	当日10時30分まで	
自宅 3 便	13時00分	13時50分	当日12時00分まで	
自宅 4 便	15時00分	15時50分	当日14時00分まで	
自宅 5 便	16時30分	17時20分	当日15時30分まで	

⑤ バス停留所 … 145 箇所

⑥ 運賃

- ・ 大 人（中学生以上） 300 円
- ・ 子ども（小学生） 150 円 ※ 未就学児 無料
- ・ 回数運賃（回数券） 2,000 円
券種 3,000 円（150 円×20 枚）割引率 33.3%

⑦ 輸送人員等 … 詳細は別添実績表を参照 (単位：人、%)

運行系統	年間輸送人員				1 運行当たり 輸送人員	
	R6	R5	増減	前年比	R6	R5
北部デマンド	288	328	△40	△12.1	1.01	1.00
中部デマンド	219	208	11	5.2	1.00	1.04
南部デマンド	265	282	△17	△6.0	1.17	1.07
合 計	772	818	△46	△5.6	1.06	1.03

⑧ 利用者登録数 (R07.03 末現在) (単位：人)

エリア	登録者数			
		59 歳以下	60～74 歳	75 歳以上
北部エリア	120	8	16	96
中部エリア	175	18	26	131
南部エリア	136	9	23	104
合計	431	35	65	331

3 利用促進事業

1) 広報関係

① 巡回バス等公共交通出前講座(地区説明会)の実施

- ・ 地区公民館等にて地元住民向けの説明会＋現地での NORARU 登録支援を実施
実施地区 6 地区 (団体含む)
参加者数 75 名 (延べ数)
NORARU 登録者数 41 名 (当日提出分のみ)

② 神崎市報への掲載

- ・ 令和6年4月号 江見線廃止に関する西鉄バス佐賀(株)からの
申し入れについて

③ 神崎市ホームページ

- ・ 巡回バス及び予約型乗合タクシーの利用案内

④ 関係団体への周知

[老人クラブ連合会]

- ・ 令和6年 8月 役員会での出前講座紹介

⑤ その他

- ・ 市広報番組や市公式 line での広報
- ・ 市開催イベントへの公共交通紹介ブースの設置 (神幸節分祭)

3) 運賃割引

- ・『佐賀県くらしを支える移動手段支援事業費奨励金』を活用し、巡回バス回数券の割引率引き上げ及びNORARUの回数券導入を行った。
- ・巡回バス：2,000円券（100円券20枚） 販売額1,000円（割引率50%）
- ・NORARU：3,000円券（150円券20枚） 販売額2,000円（割引率33%）

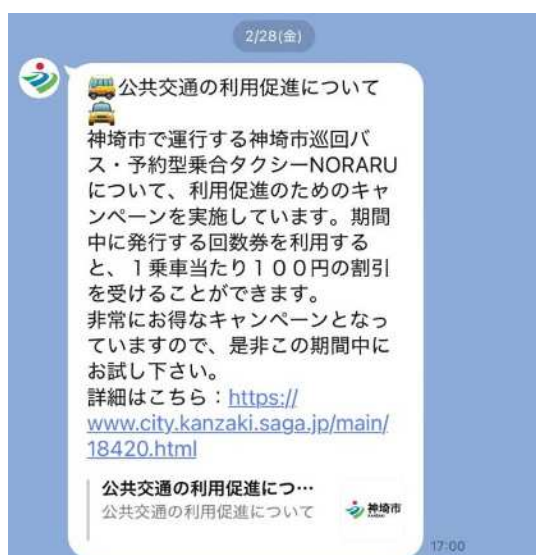
4 神崎市地域公共交通会議及び神崎市地域公共交通活性化協議会の開催

- 第1回（令和6年 6月25日：対面開催）
 - ・ 令和5年度事業決算の承認
 - ・ 県補助金に係る利用促進計画の承認
 - ・ 令和7年度生活交通確保維持改善計画（案）の承認
 - ・ 吉野ヶ里町デマンド型乗合タクシーの神崎市乗入について
 - ・ 地域公共交通網形成計画の一部変更
- 第2回（令和7年2月7日：対面開催）
 - ・ 地域公共交通網形成計画の一部変更
- 第3回（令和7年3月28日：対面開催）
 - ・ 令和7年度事業計画（案）、予算（案）の承認

○巡回バス等公共交通出前講座（地区説明会）の様子



○市公式 LINE による広報



○神幸節分祭でのPR ブース設置



■ 巡回バス・NORARU収入実績

年度	現金	回数券	国県補助金	市補助金(支出に係る充当額)	収入合計
H24	914,800円	172,000円	3,398,000円	12,060,240円	16,545,040円
H25	492,400円	376,000円	9,039,000円	11,407,600円	21,315,000円
H26	510,500円	468,000円	8,992,000円	11,739,500円	21,710,000円
H27	438,600円	588,000円	11,371,000円	9,299,600円	21,697,200円
H28	441,400円	560,000円	6,679,000円	11,732,119円	19,412,519円
H29	481,600円	778,000円	6,058,000円	12,336,687円	19,654,287円
H30	468,600円	694,000円	6,372,000円	12,617,299円	20,151,899円
R01	484,300円	680,000円	6,228,000円	13,152,114円	20,544,414円
R02	362,100円	526,000円	5,435,000円	13,845,255円	20,168,355円
R03	283,500円	372,000円	8,777,000円	10,442,940円	19,875,440円
R04	164,600円	224,000円	6,500,000円	11,681,470円	18,570,070円
R05	167,200円	297,000円	4,389,000円	15,500,000円	20,353,200円
R06	89,800円	294,000円	5,245,000円	15,500,000円	21,128,800円

■ 神崎市から公共交通活性化協議会への補助金

年度	運行経費	施設整備費等	繰越金	利息	補助金合計
H24	12,060,240円	1,226,400円	3,888,970円	610円	17,175,000円
H25	11,407,600円	642,600円	7,950,375円	575円	20,000,000円
H26	11,739,500円	604,068円		1,624円	12,341,944円
H27	9,299,600円	709,530円		1,983円	10,007,147円
H28	11,732,119円	493,160円		221円	12,225,058円
H29	12,336,687円	467,448円		79円	12,804,056円
H30	12,617,299円	1,402,455円		76円	14,019,678円
R01	13,152,114円	4,725,783円	-2,377,824円	73円	15,500,000円
R02	13,845,255円	1,204,853円		50円	15,050,058円
R03	10,442,940円	3,061,272円		80円	13,504,132円
R04	11,681,470円	3,729,818円		78円	15,411,210円
R05	16,646,670円	553,096円		75円	15,500,000円
R06	16,820,080円	380,250円		3,550円	15,500,000円

※R1施設整備費等は国補助金2,522,000円、県補助金806,000円を差し引いた額

※R5・R6について、運行経費＋施設整備費が補助金額を超過したため、補助金額を記載

■ 巡回バス利用者状況

年度	総キロ程	運行日数	人数	1日当たり	
H24	84,881.0km	302日	5,459人	18.1人	
H25	100,610.0km	296日	4,560人	15.4人	
H26	101,541.0km	295日	5,172人	17.5人	
H27	100,939.0km	295日	5,470人	18.5人	
H28	99,002.0km	295日	5,455人	18.5人	
H29	99,002.0km	295日	7,045人	23.9人	
H30	98,666.4km	294日	6,388人	21.7人	
R01	98,330.8km	293日	6,259人	21.4人	
R02	99,002.0km	295日	4,769人	16.2人	
R03	81,938.4km	295日	3,527人	12.0人	※ 前年比74% ※ 10月以降は各コース週2日運行 (神埼～千代田線は週6日運行)
R04	77,475.6km	292日	2,528人	8.7人	※ 人数前年比71%
R05	77,069.6km	295日	2,735人	9.3人	※ 人数前年比108%
R06	77,209.2km	295日	3,305人	11.2人	※ 人数前年比120%

■ NORARU(神埼町・千代田町予約型集合タクシー)利用者状況

年度	運行回数	人数	1日当たり
R03	376	447人	3.0人
R04	648	717人	2.4人
R05	790	818人	2.8人
R06	727	772人	2.6人

■ 1運行あたりの利用人数

年度	コース	年間乗車 人数	人数/便	人数/日	運行日数	運行便数 /日	総運行 回数
H24	神埼 ※9月まで	1,350人	1.08人	8.7人	156日	8便	1,248便
	千代田 ※9月まで	1,485人	1.36人	9.5人	156日	7便	1,092便
	神埼北 ※10月から	708人	1.62人	4.8人	146日	3便	438便
	神埼南 ※10月から	182人	0.42人	1.2人	146日	3便	438便
	千代田東 ※10月から	1,567人	3.58人	10.7人	146日	3便	438便
H25	千代田西 ※10月から	167人	0.38人	1.1人	146日	3便	438便
	神埼北	1,487人	1.67人	5.0人	296日	3便	888便
	神埼南	614人	0.69人	2.1人	296日	3便	888便
	千代田東	2,242人	2.52人	7.6人	296日	3便	888便
H26	千代田西	217人	0.24人	0.7人	296日	3便	888便
	神埼北	1,893人	2.14人	6.4人	295日	3便	885便
	神埼南	506人	0.57人	1.7人	295日	3便	885便
	千代田東	2,555人	2.89人	8.7人	295日	3便	885便
H27	千代田西	218人	0.25人	0.7人	295日	3便	885便
	神埼北 ※9月まで	1,181人	2.66人	8.0人	148日	3便	444便
	神埼南 ※9月まで	174人	0.39人	1.2人	148日	3便	444便
	千代田東 ※9月まで	1,349人	3.04人	9.1人	148日	3便	444便
	千代田西 ※9月まで	132人	0.30人	0.9人	148日	3便	444便
H28	神埼 ※10月から	970人	2.20人	6.6人	147日	3便	441便
	千代田 ※10月から	1,643人	2.79人	11.2人	147日	4便	588便
	迎島～神埼駅 ※10月から	21人	0.07人	0.1人	147日	2便	294便
H29	神埼	1,911人	2.16人	6.5人	295日	3便	885便
	千代田	3,435人	2.91人	11.6人	295日	4便	1,180便
	迎島～神埼駅	109人	0.18人	0.4人	295日	2便	590便
H30	神埼	2,713人	3.07人	9.2人	295日	3便	885便
	千代田	4,170人	3.53人	14.1人	295日	4便	1,180便
	迎島～神埼駅	162人	0.27人	0.5人	295日	2便	590便
R01	神埼	2,532人	2.87人	8.6人	294日	3便	882便
	千代田	3,788人	3.22人	12.9人	294日	4便	1,176便
	迎島～神埼駅	68人	0.12人	0.2人	294日	2便	588便
R02	神埼	2,333人	2.65人	8.0人	293日	3便	879便
	千代田	3,877人	3.31人	13.2人	293日	4便	1,172便
	迎島～神埼駅	49人	0.08人	0.2人	293日	2便	586便
R03	神埼	1,725人	1.95人	5.8人	295日	3便	885便
	千代田	3,027人	2.57人	10.3人	295日	4便	1,180便
	迎島～神埼駅	17人	0.03人	0.1人	295日	2便	590便
R04	神埼 ※9月まで	799人	1.81人	5.4人	147日	3便	441便
	千代田 ※9月まで	1,491人	2.54人	10.1人	147日	4便	588便
	迎島～神埼駅 ※9月まで	29人	0.10人	0.2人	147日	2便	294便
	北部西 ※10月から	126人	0.64人	2.6人	49日	4便	196便
	北部東 ※10月から	112人	0.57人	2.3人	49日	4便	196便
	中部西 ※10月から	103人	0.52人	2.1人	50日	4便	200便
	中部東 ※10月から	23人	0.12人	0.5人	50日	4便	200便
	南部西 ※10月から	241人	1.23人	4.9人	49日	4便	196便
	南部東 ※10月から	406人	2.07人	8.3人	49日	4便	196便
R05	神埼～千代田 ※10月から	197人	0.22人	1.3人	148日	6便	888便
	北部西	289人	0.73人	2.9人	99日	4便	396便
	北部東	185人	0.47人	1.9人	99日	4便	396便
	中部西	199人	0.50人	2.0人	100日	4便	399便
	中部東	36人	0.09人	0.4人	100日	4便	399便
	南部西	494人	1.35人	5.3人	93日	4便	367便
	南部東	686人	1.87人	7.4人	93日	4便	367便
	神埼～千代田	639人	0.37人	2.2人	292日	6便	1746便
R06	北部西	268人	0.67人	2.7人	100日	4便	400便
	北部東	185人	0.46人	1.9人	100日	4便	400便
	中部西	211人	0.53人	2.1人	99日	4便	396便
	中部東	107人	0.27人	1.1人	99日	4便	396便
	南部西	513人	1.34人	5.3人	96日	4便	382便
	南部東	701人	1.84人	7.3人	96日	4便	382便
	神埼～千代田	750人	0.42人	2.5人	295日	6便	1766便
R07	北部西	215人	0.53人	2.1人	101日	4便	404便
	北部東	200人	0.50人	2.0人	101日	4便	404便
	中部西	143人	0.35人	1.4人	101日	4便	404便
	中部東	195人	0.48人	1.9人	101日	4便	404便
	南部西	505人	1.36人	5.4人	93日	4便	372便
	南部東	792人	2.13人	8.5人	93日	4便	372便
	神埼～千代田	1,255人	0.71人	4.3人	295日	6便	1770便

バス停別乗車人数(北部コース)

北部コース西 バス停名称		令和6年										令和7年			合計	前年度 実績
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1	神埼駅	1	4	2	2	2	5	4	3	2	2	7	5	39	37	
2	利田公民館前					1				1	1	2	1	6	8	
3	伏部															
4	尾崎西分倉庫	1			1									2	2	
5	尾崎共乾														4	
6	岩田	1	2	5	2	2	6	2	1	4	2	3	5	35	49	
7	和田記念病院				1					1				2		
8	日の隈公園														6	
9	ダイレックス日の隈店						1			1		1	2	5	1	
10	城原公民館	1	1	2	1			1			1	3	4	14	34	
11	朝日															
12	梅の花神埼村						1							1		
13	仁比山温泉もみじの湯									2	1	2	1	8	14	
14	小淵バス停	1												1	1	
15	高速神埼バス停前															
16	飯町バス停						1			1		1		3	2	
17	右原団地		1	5	2	4		3	2	4		1	3	25	25	
18	川寄橋東															
19	八子(二子)															
20	平山・唐香原公民館					3								3	11	
21	野寄															
22	利田公民館前															
23	神埼市中央公民館			1				1						2	11	
24	神埼市役所	4	2	4	4	1	2	1		2		1	2	23	42	
25	神埼駅	4	3	3	2	5	5	3	7	6	5		3	46	21	
合計		13	13	23	17	15	22	14	16	23	14	19	26	215	268	

医療・商業計

医療・商業計 8

北部コース東		令和6年										令和7年			合計	前年度実績
バス停名称		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1	神埼駅	2	1	1	1	1	1	1	4	2	1	1	3	19	33	
2	JA神埼支所					1			1			1		3	2	
3	吉野ヶ里歴史公園西口														1	
4	馬郡															
5	王仁博士顕彰公園														5	
6	東山							1	1					2	2	
7	志波屋公民館						1		1		1			3	4	
8	三谷		1	5	2	1	2		5	3	1			20	19	
9	高速神埼バス停前														2	
10	小淵バス停														1	
11	梅の花神埼村														1	
12	仁比山温泉もみじの湯		3			1	2		3	5	9	2	4	29	6	
13	飯町バス停														3	
14	右原団地	9	10	7	8	6	10	8	6	8	3	9	8	92	72	
15	川寄橋東												1	1		
16	鶴西公民館前			1										1	1	
17	犬の目(旧あらた家具前)															
18	神埼市役所		1	1	1			1		1				5	7	
19	神埼市中央公民館															
20	神埼クリニック											1		1	1	
21	愛夢かんざき前														3	
22	神埼駅通り							1				2		3	1	
23	神埼駅	1	4	1	2	1	2	1	3	2	2	1	1	21	21	
合計		12	20	16	14	11	18	13	24	21	17	17	17	200	185	

医療・商業計

医療・商業計 1

バス停別乗車人数(中部コース)

中部コース西		令和6年										令和7年			合計	前年度実績
バス停名称		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1	神埼駅												1	1	2	
2	神埼駅通り															
3	愛夢かんざき前														3	
4	赤レンガ館・鯉鈍屋														4	
5	三丁目(神幸館)	2	3	2	1	1	1	1		2				13	11	
6	神埼宿場茶屋															
7	莞牟田公民館															
8	莞牟田															
9	横武							1						1		
10	下六丁公民館									1				1		
11	姉川東分公民館									1			1	2	10	
12	姉川下分公民館														3	
13	姉川上分公民館									1				1	2	
14	姉川西分公民館	1	2	2	1	1	1	1	2	3				14	15	
15	上犬童															
16	下犬童									1				1	10	
17	上西								1	1				2	4	
18	ショッピングセンターアニー	8	5	1	6	1	5	6		3	1		3	39	46	
19	姉団地	4	1	1			2	3						11	6	
20	南医院								1					1	5	
21	千代田グラウンド前	2	4	4	1	2	2	3	1	1	1	2	1	24	38	
22	橋本病院						1	3						4	12	
23	協和町	5	1	5		1	2		1	2				17	16	
24	神埼郵便局	1			1			1			1	1		5	3	
25	赤レンガ館・鯉鈍屋														1	
26	神埼クリニック							1		2				3	7	
27	神埼市役所														4	
28	神埼市中央公民館							1						1		
29	神埼駅						1			1				2	9	
合計		23	16	15	10	6	15	21	7	18	3	3	6	143	211	

医療・商業計61

医療・商業計
60

中部コース東		令和6年										令和7年				合計	前年度実績
バス停名称		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1	神埼駅	1	5	3		3			2	2	6	2	1	3	28	13	
2	神埼駅通り					2	6	1	5	3	3	3	1		24		
3	駅ヶ里																
4	ひのはしら一里塚																
5	出来町																
6	一丁目公民館																
7	なかしま整形外科前	3	4	5	6	4	3	5	3	6	3	3	6	51	19		
8	JAスタンド前							1						1			
9	ドラッグストアモリ 神埼本堀店														1		
10	神納									2				2			
11	菅根ヶ里公民館									1				1			
12	蔵戸構造改善センター															6	
13	トライアル千代田店	2	2	2	2		4	2		2	2			18	14		
14	又南里																
15	詫田バス停		1					1						2		2	
16	高志												1	1			
17	大門公民館								1	1			1	3			
18	永歌公民館		1											1			
19	神陽団地公民館	2	3	3	2	1	3		2	2	8	3	2	31	25		
20	小津ヶ里	2	2	2	2		4	2		4	2			20	12		
21	四丁目公民館			1			1				4	1		7	7		
22	三丁目(神幸館)									1				1	4		
23	赤レンガ館・鯉鈍屋								1					1			
24	神埼クリニック																
25	神埼市役所														1		
26	神埼市中央公民館																
27	神埼駅				1				1		1			3	3		
合計		10	18	16	18	11	16	18	13	28	25	9	13	195	107		

医療・商業計7

医療・商業計
71

バス停別乗車人数(南部コース)

南部コース西 バス停名称	令和6年												令和7年			合計	前年度 実績
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
1 ジョイックス営業所																	
2 迎島(旧駐在所前)		1		3												4	2
3 大島																	
4 柳島																	
5 龍尾																	
6 トライアル千代田店	2	4	5	6	4	5	7	2	5	3	5	4				52	28
7 文南里													3			3	
8 詫田バス停																	
9 渡瀬(古賀橋)	2				2	2					2	2				10	2
10 次郎の森公園	1	3	3	6	2	4	12	7	7	4	7	5				61	40
11 千歳郵便局前	22	21	15	22	9	18	15	10	14	11	6	12				175	204
12 片江コーポ前	3	3	4	3	1	4	1	1	1	1	1	6				29	38
13 柴尾	11	10	13	12	7	11	13	8	4	2	3	9				103	96
14 中下医院前	2	1		1	1	1	2	1	1	2		1				13	11
15 古賀内科前				1	1											2	11
16 境原					1											1	1
17 ショッピングセンターアニー	5	3	6	4	4	3	2	5		4	3	6				45	52
18 姉団地			1	1		1										3	6
19 南医院																	17
20 姉集落センター									1							1	2
21 下黒井																	
22 上黒井																	
23 十条									1							1	
24 千代田支所	1				1											2	3
合計	50	45	50	56	33	49	52	35	33	27	27	48				505	513

医療・商業計
112

南部コース東 バス停名称	令和6年												令和7年			合計	前年度 実績
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
1 ジョイックス営業所																	
2 出来島																	
3 中津						1										1	1
4 林慶(日高商店前)	2	2	1	5	2	5		2	2		3					24	81
5 千歳郵便局前		1									1	3				5	3
6 冠者神社前			1	1							1	1	3			7	1
7 下村湖人生家					1	1		1			1	1	1			6	1
8 崎村下			2	1		1	8	1	4		1					19	13
9 黒津会館前	3	3	3	4	3	2	4	1	3	3	3	1				33	17
10 小鹿	7	6	5	5	5	2	1	4		3		3				41	42
11 用作	5	10	9	6	8	15	18	12	11	8	11	5				118	56
12 片江コーポ前												1				1	
13 小森田					1	1	1	1	2	1						7	2
14 柴尾	2	5	2		3	1	1	2	3	1	2	2				24	34
15 中下医院前	4	3	3	3	3	4	5	2	2	2	2	3				36	34
16 古賀内科前	6	6	7	8	9	11	11	6	8	7	7	10				96	82
17 東野ヶ里団地前	1		2		2	1				1	1	4				12	14
18 仲田町バス停(西鉄)			2													2	
19 仲田町団地公民館							1						1			2	12
20 上西																	
21 ショッピングセンターアニー	21	31	24	30	25	31	32	23	29	19	27	21				313	270
22 こすもす苑		1	1		1	2			2			1				8	9
23 丁太田																	
24 はんぎーホール																	
25 千代田支所	3	4	5	4	1	5	5	3	1	3	1	2				37	29
合計	54	72	67	67	64	83	87	58	67	51	60	62				792	701

医療・商業計
445

バス停別乗車人数(神埼～千代田線)

バス停名称	令和6年												令和7年			合計	前年度実績
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
1 神埼駅	14	13	10	12	15	19	17	18	28	18	20	26	210	99			
2 神埼市中央公民館							1						1	1			
3 神埼市役所			1	3		1	4	3	3	1	1	2	19	13			
4 神埼クリニック	2	1					1	2					6	9			
5 赤レンガ館・館内屋	1		1	2	1	2	1	1	1				10	3			
6 三丁目(神幸館)	5	5	4	6	2	6	3	4	2	3	3	2	45	43			
7 神埼郵便局	1	2	1	10	1	2	1	1		1	2	3	25	37			
8 なかしま整形外科前	10	7	9	12	22	10	14	18	12	13	9	13	149	102			
9 JASスタンド前		1	1			1	1	1		2		1	8	3			
10 ドラッグストアモリ 神埼本堀店	6	5	8	11	8	4	8	1	8	2	2	7	70	8			
11 小桜保育園前		2	3	1	2			4	2	2	2	1	19	3			
12 荒壁目(高木商店前)	1					1							2	8			
13 詫田バス停			1		1	1	2	2	1	2		4	14	7			
14 渡瀬(古賀橋)											1		1	5			
15 丁太田	6	1	6	1		3	3	4	5	4	2	2	37	58			
16 こすもす苑	6	11	11	26	19	26	17	22	26	20	24	32	240	56			
17 ショッピングセンターアニー	16	10	16	20	21	23	21	33	26	20	23	24	253	141			
18 姉団地	3	1	3	3	4	3	2	3	2	2	5	2	33	39			
19 南医院	4	3	2	3	4	4	3	3	4	1	3	4	38	65			
20 千代田支所	4	3	4	5	5		12	6	12	8	6	10	75	50		医療・商業計	
合計	79	65	81	115	105	106	111	126	132	99	103	133	1,255	750		571	

医療・商業計
1,268

月全体合計	令和6年												令和7年			合計	月平均	※昨年
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
月全体合計	241	249	268	297	245	309	316	279	322	236	238	305	3,305	275.417				210.667

1) 輸送人員実績

年月	北部(延べ) (千両)	中部(延べ) (千両)	南部(延べ) (千両)	計画運行割合(北部) (%)	計画運行割合(中部) (%)	計画運行割合(南部) (%)
04 R06	24	19	27	100	78	85
05 R06	33	20	29	130	82	95
06 R06	23	21	32	95	78	105
07 R06	21	20	28	85	92	75
08 R06	30	14	17	125	78	55
09 R06	25	19	23	120	85	85
10 R06	28	15	10	115	72	35
11 R06	22	15	20	100	78	60
12 R06	22	18	19	90	82	70
01 R06	21	13	13	100	72	45
02 R06	17	16	32	140	80	135
03 R06	22	24	20	95	88	80

2) 利用者の属性 ※延べ人数

① 年齢別	合計	北部	中部	南部
59歳以下	131	34	1	96
60～74歳	180	131	45	4
75歳以上	1279	451	381	447
	1590	616	427	547

対象期間

2024/4/1 から 2025/3/31

② 地区別	…	神埼町	391
		千代田町	381

神埼地区		101
一丁目		0
二丁目		0
三丁目		8
四丁目		0
協和町		0
西小津ヶ里		0
小津ヶ里		0
永歌		3
大門		0
本郷		29
野目ヶ里		0
荒笠目		0
蔵戸		61
曾根ヶ里		0
出来町		0
神納		0
大依		0
駅ヶ里		0
田道		0
駅通り		0
平ヶ里		0

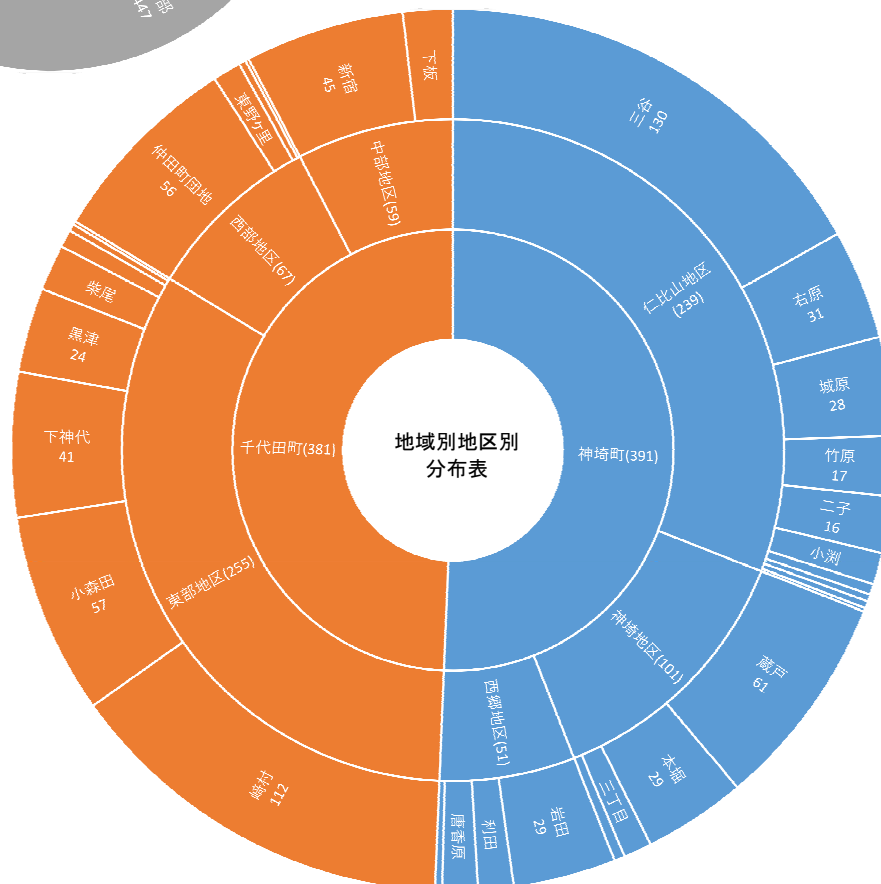
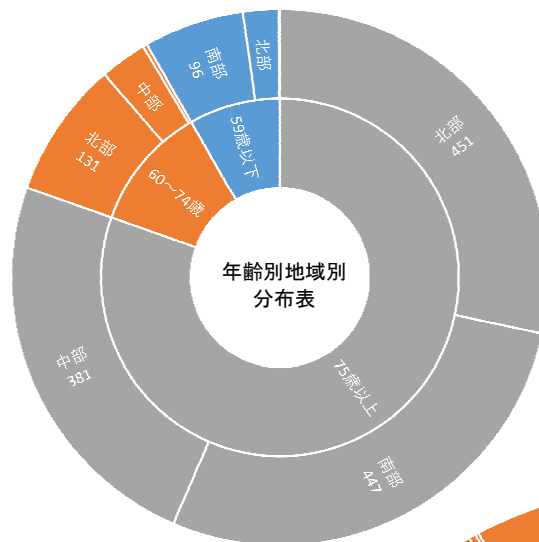
西郷地区	51
横武	0
上六丁	0
下六丁	0
戸井土	0
莞車田	0
本告車田	0
池辺田	0
山田	0
鶴田	0
姉川上分	2
姉川下分	0
姉川東分	0
姉川西分	0
尾崎東分	0
尾崎西分	0
岩田	29
唐香原	10
平山	0
猪面	0
伏部	0
利田	10
野寄	0
野田	0
川寄	0
柏原	0

仁比山地区		239
犬の目	0	0
鶴西	0	0
鶴東	2	2
馬都	0	0
石井ヶ里	0	0
右原	31	31
二子	16	16
八子	0	0
城原	28	28
朝日	3	3
竹原	17	17
志波屋	1	1
三谷	130	130
東山	0	0
的	2	2
小淵	9	9
仁比山	0	0
ロイヤル	0	0
清流苑	0	0
日の陽雲	0	0

東部地区	255
黒津	24
崎村	112
下神代	41
上神代	1
快楽	0
渡瀬	0
龍尾	0
柳島	0
大島	0
迎島	0
出来島	0
中津	0
大野	0
林慶	5
小鹿	2
用作	0
柴尾	13
小森田	57

中部地区	59
上直島	0
下直島	0
姉	0
乙南里	0
新宿	45
大石	0
下黒井	0
上黒井	0
十条	0
嘉納	0
丙太田	0
丁太田	0
上地	0
詫東	0
詫西	0
高志	0
下板	14
藤西	0
又南里	0
藤東	0
こすもす苑	0

西部地区	67
原の町	0
境原	0
上犬童	0
下犬童	1
餘江	2
川崎	0
東野ヶ里	8
上西	0
下西	0
仲田町団地	56
仁戸田	0



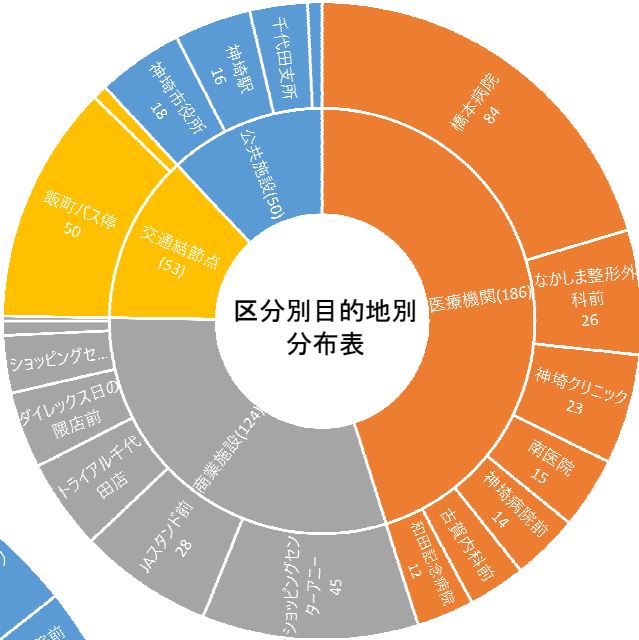
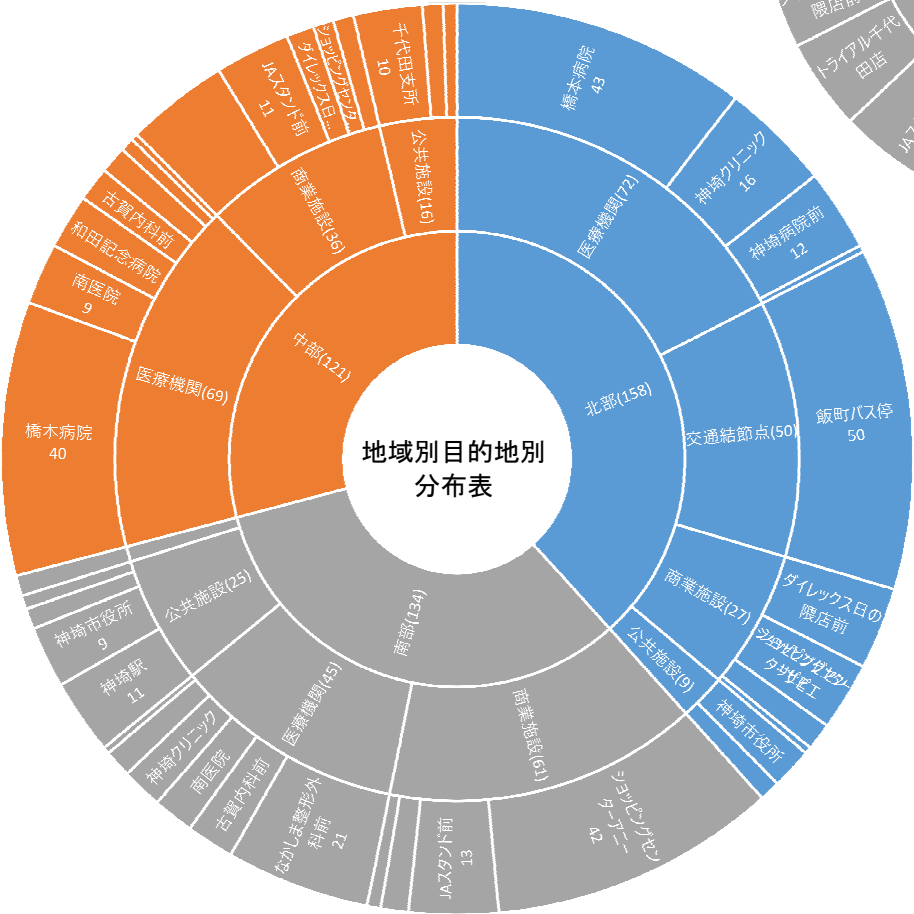
■ NORARU（神埼町・千代田町予約型乗合タクシー）

3）目的地の集計 ※指定施設

	合計			
	北部	中部	南部	
公共施設	50	9	16	25
神埼駅	16	3	2	11
神埼市役所	18	6	3	9
神埼市中央公民館	0	0	0	0
仁比山温泉もみじの湯	0	0	0	0
千代田支所	12	0	10	2
はんぎーホール	0	0	0	0
神埼郵便局	1	0	1	0
千歳郵便局前	3	0	0	3
医療機関	186	72	69	45
神埼クリニック	23	16	1	6
神埼病院前	14	12	2	0
橋本病院	84	43	40	1
なかしま整形外科前	26	1	4	21
和田医院	12	0	8	4
南医院	15	0	9	6
古賀内科前	12	0	5	7
中下医院前	0	0	0	0
商業施設	124	27	36	61
JAスタンド前	28	4	11	13
三丁目（神幸館）	3	0	3	0
ダイレックス神埼店	1	1	0	0
ダイレックス日の隈店前	16	12	4	0
ドラッグストアモリ 神埼本堀店	12	10	0	2
ショッピングセンターアニー	45	0	3	42
トライアル千代田店	19	0	15	4
交通結節点	53	50	0	3
協和町	0	0	0	0
高速神埼バス停前	0	0	0	0
飯町バス停	50	50	0	0
姉川東分公民館	0	0	0	0
仲田町バス停	3	0	0	3
詫田バス停	0	0	0	0
	413	158	121	134

対象期間

2024/4/1 から 2025/3/31



令和 6 年度 神崎市地域公共交通活性化協議会決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	目	予算額 (a)	決算額 (b)	比較額 (b-a)	説 明
1 負担金	1 負担金	1 負担金	15,500,000	15,500,000	0	神崎市補助金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	0	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	8,968,000	9,159,966	191,966	
4 利用料	1 利用料	1 利用料	1,000,000	449,800	△ 550,200	巡回バス運賃収入 89,800円 回数券販売収入 294,000円+66,000円
5 諸収入	1 諸収入	1 雑入	1,349,000	1,632,550	283,550	佐賀県奨励金
合 計			26,817,000	26,742,316	△ 74,684	

歳 出

(単位：円)

款	項	目	予算額 (a)	決算額 (b)	比較額 (b-a)	説明
1 運営費	1 会議費	1 会議費	5,000	5,000	0	①監査報酬 2,500円×2名
	2 事務費	1 事務費	10,000	0	△ 10,000	
2 事業費	1 事業費	1 事業費	25,213,000	17,605,788	△ 7,607,212	②運行委託費 17,225,530円 ・精算額 20,812,830円 ・国庫補助金 △ 3,616,000円 ・回数券払戻 28,700
						③施設整備費 189,848円
						④広報費 0円
						⑤調査費 0円
						⑥印刷費 188,100円
						⑦手数料 2,310円
						⑧消耗品費 0円
						⑨計画策定費 0円
3 予備費	1 予備費	1 予備費	1,589,000	0	△ 1,589,000	
合 計			26,817,000	17,610,788	△ 9,206,212	

歳入決算額

26,742,316

—

歳出決算額

17,610,788

=

翌年度繰越額

9,131,528

監 査 報 告 書

神崎市地域公共交通活性化協議会規約第6条第3項の規定により、令和6年度の神崎市地域公共交通活性化協議会歳入歳出について、関係の出納簿及び預金通帳などを監査した結果、適正に処理されていることを報告します。

令和7年 5 月 12 日

監 事

鶴田良治 

監 事

佐藤悦子 

議題

- (4) 地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に係る神崎市地域公共交通網形成計画（案）について

地域内公共交通確保維持（地域内
フィーダー系統）に係る神崎市地
域公共交通網形成計画（別紙）

令和7年6月

神崎市地域公共交通活性化協議会

様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

令和 7 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	神崎市地域公共交通活性化協議会
住 所	佐賀県神崎市神崎町鶴 3542 番地 1
代表者氏名	会 長 中 島 勝 利

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和 7 年 6 月 2 4 日

(名称) 神崎市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

神崎市において、既存の交通機関の廃止等による交通空白地域の拡大や高齢化の進行に伴う交通弱者の増加、住民の移動手段におけるマイカー依存の高止まりなど、公共交通を巡る環境は厳しい状況にあるが、移動手段を持たない人にとって地域の公共交通手段への需要は決して無くなるものではなく、高齢化する住民の移動手段確保や地域内における公共交通利便性の格差是正、合併後の一体的なまちづくりを図る上でも、新たな公共交通機関の構築は喫緊の課題である。

そのような中、市内巡回バスについては、平成 21 年 2 月に地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づき、「神崎市地域公共交通総合連携計画」を策定し、同年 7 月より平成 24 年 3 月までの実証運行を経て、平成 24 年 4 月より本格運行しているところであり、その後もバス利用者をはじめ多くの住民からの意見要望等を踏まえ、法定協議会において審議を重ね、運行ルートや便数の変更等、更なる利便性向上に努めてきたところである。

バス利用者の多くは、移動手段を持たない高齢者であり、バス停別の利用状況を確認すると病院、スーパー、金融機関、公共施設の最寄りのバス停利用が多く、日常生活に必要不可欠な交通として機能しているものと認識している。また市内における公共交通機関（ＪＲ・路線バス）との接続により市外への移動を確保しながら、公共交通利用者の潜在需要を喚起しているところである。

また、65 歳以上の市民 3,000 世帯を対象として、平成 30 年 12 月に実施した地域公共交通に関するアンケート調査では、現時点では自家用車を運転して移動しているが、将来的には運転免許証の自主返納を検討すると回答した割合が約 8 割となっており、その際には巡回バス等の地域公共交通を利用することになるため、更なる利便性の向上を望む意見も多く頂いている。

本年度は市民の移動ニーズや地域の特性を踏まえ、市内公共交通の効率化と充実を図ることや新たな交通サービス導入など、市民の利便性確保に向けた市内全体の公共交通網見直しの基本指針として「神崎市地域公共交通計画」を更新予定である。本計画に基づいて地域公共交通確保維持事業を実施することにより、高齢化する住民の移動手段を維持し、生活利便性の向上と地域間交流の促進、幹線・支線の連携による効率的な運行体系の実現など住民の生活基盤の充実のため、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ① 高齢化する住民の交通手段確保や、市内における公共交通利便性の格差是正のため、既存バス路線の維持・確保を図りながら市内の新たな地域公共交通の整備を目指す。
- ② 生活交通の整備により合併後における地域間の連携や一体感を醸成し、地域の活性化を目指す。
- ③ 地域住民及び公共交通事業者、行政など関係団体が連携し、地域が一体となって持続可能な公共交通の維持・確保のため、直近事業年度の各系統の1運行当たりの利用人数からの増を目指す。

[路線定期] 神崎市地域公共交通網形成計画 P. 65 参照

令和3事業年度実績 神埼コース 1.97人 千代田コース 2.66人 迎島～神埼駅 0.10人

令和4事業年度実績 神埼コース 0.44人 千代田コース 1.32人 迎島～神埼駅 1.10人

令和5事業年度実績 神埼コース 0.44人 千代田コース 1.13人 迎島～神埼駅 0.70人

令和6事業年度実績 神埼コース 0.50人 千代田コース 1.08人 迎島～神埼駅 1.12人

令和7事業年度目標 神埼コース 0.52人 千代田コース 1.16人 迎島～神埼駅 1.56人

令和8事業年度目標 神埼コース 0.54人 千代田コース 1.24人 迎島～神埼駅 2.00人

※令和4年度に運行ルートや便数を変更したことから、神埼コースは北部・中部コース、千代田コースは中部・南部コース、迎島～神埼駅は千代田支所～神埼駅の目標値として読み替える。

[区域運行] 神崎市地域公共交通網形成計画 P. 69 参照

令和8年度目標 稼働率 30%

(2) 事業の効果

- ① 高齢者など交通弱者にとっては、日常生活に必要な移動手段が確保される。
- ② 合併後の一体的なまちづくりが推進され、住民の社会参加や地域の活性化につながる。
- ③ 幹線・支線の連携により効率的な運行体系が図られることにより、公共交通の利便性が向上し外出ニーズへの対応が可能となる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ① 鉄道や路線バスへの接続を含めた巡回バスの路線及び時刻表を掲載したチラシの作成及び配布（神崎市地域公共交通活性化協議会）
- ② 公共交通の利用促進のための情報を市報・市ホームページに掲載（神崎市）
- ③ 実情、実績に応じた利用促進策の実施（神崎市地域公共交通活性化協議会）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

※運行概要について

○運行形態 道路運送法第4条（一般乗合旅客自動車運送事業）

○運行地域 神埼町・千代田町

○運行系統 14系統（路線図は別紙）

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 北部コース西（右回り） | ② 北部コース西（左回り） |
| ③ 北部コース東（右回り） | ④ 北部コース東（左回り） |
| ⑤ 中部コース西（右回り） | ⑥ 中部コース西（左回り） |
| ⑦ 中部コース東（右回り） | ⑧ 中部コース東（左回り） |
| ⑨ 南部コース西 | ⑩ 南部コース東 |
| ⑪ 神埼～千代田線 | |
| ⑫ 北部デマンド | ⑬ 中部デマンド |
| ⑭ 南部デマンド | |

○運行日及び回数（祝祭日、年始を除く）

- | | |
|--------------------|------------------|
| *水・土 1日2回運行（①～④系統） | *月・木 1日3回運行（⑫系統） |
| *火・金 1日2回運行（⑤～⑧系統） | *水・土 1日3回運行（⑬系統） |
| *月・木 1日2回運行（⑨⑩系統） | *火・金 1日3回運行（⑭系統） |
| *月～土 1日3回運行（⑪系統） | |

○運行時間（運行ダイヤの詳細は別紙参照）

○利用料

- | | | |
|---------------|--------------|---------|
| ①～⑪系統：大人 200円 | 子ども（小学生）100円 | 未就学児 無料 |
| ⑫～⑭系統：大人 300円 | 子ども（小学生）150円 | 未就学児 無料 |

○運行期間

令和7年10月1日～令和8年9月30日

※運行事業者について

○①～⑪系統は法定協議会の構成員として参画しており、巡回バス運行計画の検討など協議会での協議内容を把握し、市内の道路事情に精通していると認められる運行事業者で、市内に事業所を有する(有)ジョイックス交通に運行を委託し、⑫～⑭系統については、同じく法定協議会の構成員として参画し、近隣市町である吉野ヶ里町でもデマンド交通を行っている実績がある吉野ヶ里観光タクシー(有)に委託する。

○運行事業者には、安全運行と不安を持ちながら外出されている高齢者など、利用者との信頼関係の構築、継続的利用の促進・維持に努めることを要請している。

※地域内フィーダー系統補足 … 「表1」に記載

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

○費用総額

①～⑪系統 18,201,000 円（見込み）

⑫～⑭系統 7,335,000 円（見込み）

○負担者

神崎市（運行事業者へ補助金として支出）

○負担額

神崎市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

具体的な施策の進捗状況を踏まえ、毎年度評価することとし、計画最終年度において、最終的な数値目標の評価を行うこととする。

7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

平成20年度)

- ・平成21年 1月 9日 (第1回) 協議会設立 事業内容を協議
- ・平成21年 1月30日 (第2回) 地域公共交通総合連携計画(案)の協議等
- ・平成21年 2月20日 (第3回) 地域公共交通総合連携計画(案)の承認等
- ・平成21年 3月24日 (第4回) 21年度予算案の承認、運行計画案協議等

(平成21年度)

- ・平成21年 4月27日 (第1回) 幹事会 運行計画案の協議等
- ・平成21年 4月30日 (第1回) 運行計画案の承認等
- ・平成21年 11月26日 (第2回) 実証運行計画案の承認等
- ・平成22年 1月26日 (第3回) 利用料金見直しなど運行計画の一部見直し協議・承認、事後評価案の承認等
- ・平成22年 3月26日 (第4回) 22年度予算案の承認、運行計画見直し協議
- ・平成25年 11月27日 (第3回) 工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
- ・平成25年 12月 9日 (第4回) 工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
- ・平成25年 12月26日 (第5回) 工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
- ・平成26年 1月24日 (第6回) 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価(案)についての承認
- ・平成26年 3月27日 (第7回) 巡回バス事業運行計画の一部改正(案)の承認
26年度予算(案)、事業計画(案)の承認
工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認

(平成26年度)

- ・平成26年 5月23日 (第1回) 工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
- ・平成26年 6月 5日 (第2回) 25年度事業決算承認
27年度生活交通ネットワーク計画(案)の承認
- ・平成26年 7月29日 (第3回) 巡回バス事業運行計画の一部改正(案)の承認
27年度生活高越ネットワーク計画(案)の承認
- ・平成26年 12月18日 (第4回) 工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
- ・平成27年 1月14日 (第5回) 地域公共交通確保維持事業に関する事業評価(案)についての承認
- ・平成27年 2月12日 (第6回) 巡回バス運行の利用状況について
巡回バスアンケート結果についての承認
事業評価についての承認
巡回バス運行ルート(案)の承認
- ・平成27年 3月13日 (第7回) 工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
- ・平成27年 3月27日 (第8回) 27年度事業計画(案)、予算(案)の承認
巡回バスのルート変更(案)の承認

(平成27年度)

- ・平成27年 6月 9日 (第1回)
- ・平成27年 7月21日 (第2回)
- ・平成27年 8月21日 (第3回)
- ・平成27年 9月15日 (第4回)
- ・平成28年 3月16日 (第5回)

26年度事業決算の承認
 28年度生活交通確保維持改善計画(案)の承認
 工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
 工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
 工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
 28年度事業計画(案)、予算(案)の承認
 「神埼コース」における事業運行者変更の承認

(平成28年度)

- ・平成28年 6月21日 (第1回)
- ・平成28年 9月 7日 (第2回)
- ・平成28年12月19日 (第3回)
- ・平成29年 3月21日 (第4回)

27年度事業決算の承認
 29年度生活交通確保維持改善計画(案)の承認
 工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
 工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
 29年度事業計画(案)、予算(案)の承認

(平成29年度)

- ・平成29年 6月20日 (第1回)
- ・平成29年 8月25日 (第2回)
- ・平成29年 9月25日 (第3回)
- ・平成30年 3月26日 (第4回)

28年度事業決算の承認
 30年度生活交通確保維持改善計画(案)の承認
 工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
 30年度事業計画(案)、予算(案)の承認

(平成30年度)

- ・平成30年 6月25日 (第1回)
- ・平成30年11月13日 (第2回)
- ・平成31年 3月28日 (第3回)

29年度事業決算の承認
 31年度生活交通確保維持改善計画(案)の承認
 公共交通に関するアンケート(案)の承認
 31年度事業計画(案)、予算(案)の承認

(令和元年度)

- ・令和元年 6月27日 (第1回)
- ・令和元年 7月29日 (第2回)
- ・令和元年11月19日 (第3回)
- ・令和元年11月25日 (第4回)
- ・令和2年 2月12日 (第5回)
- ・令和2年 3月25日 (第6回)

30年度事業決算の承認
 令和2年度生活交通確保維持改善計画(案)の承認
 工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
 工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
 神崎市地域公共交通網形成計画の策定について
 三瀬神埼線路線バスの再編について(案)の承認
 脊振町通学バスの再編について(案)の承認
 神崎市地域公共交通網形成計画について
 令和2年度事業計画(案)予算(案)の承認
 神崎市地域公共交通網形成計画(案)に関する
 パブリックコメントの結果及び計画のとりまとめに
 ついての承認

(令和2年度)

- ・令和2年 7月30日 (第1回)
- ・令和2年 9月10日 (第2回)
- ・令和3年 3月25日 (第3回)

令和元年度事業決算の承認
 巡回バス事業計画の変更(案)の承認
 令和3年度生活交通確保維持改善計画(案)の承認
 神埼町・千代田町予約型乗合タクシーの試験運行
 (案)の承認
 脊振町通学バス事業計画の変更(案)の承認
 工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
 令和3年度事業計画(案)予算(案)の承認
 巡回バス再編及び神埼町・千代田町予約型乗合タ
 クシー本格運行について

(令和3年度)

- ・ 令和3年 6月23日 (第1回)
- ・ 令和3年10月28日 (第2回)
- ・ 令和4年 3月25日 (第3回)

令和2年度事業決算の承認
 巡回バス事業計画の変更(案)の承認
 令和4年度生活交通確保維持改善計画(案)の承認
 工事に伴う巡回バス迂回(案)の承認
 令和4年度事業計画(案)予算(案)の承認
 (さがバスまるっとフリーDAYの実施について)

(令和4年度)

- ・ 令和4年 6月27日 (第1回)
- ・ 令和4年 9月28日 (第2回)
- ・ 令和4年11月17日 (第3回)
- ・ 令和5年 3月20日 (第4回)

令和3年度事業決算の承認
 巡回バス事業計画の変更(案)の承認
 令和5年度生活交通確保維持改善計画(案)の承認
 巡回バス運行計画の変更に伴う進捗報告
 (公共交通マップの更新)
 令和4年度事業計画の変更の承認
 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の承認
 佐賀県コミュニティ移動快適^{ホム}ポート事業の承認
 さがバスまるっとフリーDAYの実施状況について
 (報告)

(令和5年度)

- ・ 令和5年 6月27日 (第1回)
- ・ 令和6年 3月11日 (第2回)

令和4年度事業決算の承認
 巡回バス事業計画の変更(案)の承認
 令和6年度生活交通確保維持改善計画(案)の承認
 令和6年度事業計画・予算(案)の承認
 地域公共交通網形成計画の一部変更(案)の承認
 巡回バス事業計画の変更(案)の承認

(令和6年度)

- ・ 令和6年 6月25日 (第1回)
- ・ 令和7年 2月6日 (第2回)
- ・ 令和7年 3月28日 (第3回)

令和5年度事業決算の承認
 地域公共交通網形成計画の一部変更(案)の承認
 地域公共交通網形成計画の一部変更(案)の承認
 令和7年度事業計画・予算(案)の承認

(令和7年度)

- ・ 令和7年 6月24日 (第1回)

令和6年度事業決算の承認
 令和8年度地域公共交通確保維持(地域内フィーダーに係る神崎市地域公共交通網形成計画(案)の承認

19. 利用者等の意見の反映状況

平成30年11月から12月にかけて、生活の中で公共交通の影響を特に受けやすい65歳以上の高齢者を対象とした地域公共交通アンケート調査を実施し、結果について分析を行った。回答者の7割近くが自家用車を運転して移動しているという結果だったが、そのうち8割は将来的には運転免許証の自主返納を検討するとの回答であった。

当市においても運転免許証自主返納者等の交通弱者への支援、及び市内公共交通の更なる利便性の向上等の重要性が課題であると認識しており、住民代表・利用者代表等が参画する神崎市地域公共交通活性化協議会にて協議・策定した「神崎市地域公共交通網形成計画」における将来像として「市民の日常生活を支える商業・医療機関への移動や、通勤・通学・観光等の利便性を高め、持続可能な地域公共交通網を形成する。」と定めている。

※神崎市地域公共交通活性化協議会の委員のうち、住民・利用者を代表する委員

- ・ 神崎町区長会長、千代田町区長会長、脊振町区長会長
- ・ 神崎市民生児童委員協議会代表
- ・ 神崎市老人クラブ連合会会長
- ・ 神崎市商工会会長
- ・ 脊振育友会代表（教育関係）
- ・ 地域公共交通の利用者（予約型乗合タクシー利用者）
- ・ 学校法人 永原学園 西九州大学

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）神崎市神崎町鶴3542番地1

（所 属）神崎市 総合企画部 総合政策課

（氏 名）福井 走

（電 話）0952-37-0102

（e-mail）kotsu@city.kanzaki.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
神崎市	(有)ジョイックス交通	(1) 北部コース西(右回り)	神崎駅	尾崎、城 原、野寄	神崎駅	循環 23.7km .km	100日	200.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄 バス佐賀線の神崎線と神崎市役所前 バス停にて接続	③
	(有)ジョイックス交通	(2) 北部コース西(左回り)	神崎駅	野寄、城 原、尾崎	神崎駅	循環 23.7km .km	100日	200.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄 バス佐賀線の神崎線と神崎市役所前 バス停にて接続	③
	(有)ジョイックス交通	(3) 北部コース東(右回り)	神崎駅	鶴西、三 谷、馬郡	神崎駅	循環 22.km .km	100日	200.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄 バス佐賀線の鳥栖神崎線と神崎駅バ ス停にて接続	③
	(有)ジョイックス交通	(4) 北部コース東(左回り)	神崎駅	馬郡、三 谷、鶴西	神崎駅	循環 22.km .km	100日	200.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄 バス佐賀線の鳥栖神崎線と神崎駅バ ス停にて接続	③
	(有)ジョイックス交通	(5) 中部コース西(右回り)	神崎駅	アニー、上 西、姉川	神崎駅	循環 22.2km .km	99日	198.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄 バス佐賀線の鳥栖神崎線と神崎駅バ ス停にて接続	③
	(有)ジョイックス交通	(6) 中部コース西(左回り)	神崎駅	姉川、上 西、アニー	神崎駅	循環 22.2km .km	99日	198.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄 バス佐賀線の鳥栖神崎線と神崎駅バ ス停にて接続	③
	(有)ジョイックス交通	(7) 中部コース東(右回り)	神崎駅	永歌、蔵 戸、駅ヶ里	神崎駅	循環 21.5km .km	99日	198.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄 バス佐賀線の江見線と詫田バス停に て接続	③
	(有)ジョイックス交通	(8) 中部コース東(左回り)	神崎駅	駅ヶ里、蔵 戸、永歌	神崎駅	循環 21.5km .km	99日	198.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄 バス佐賀線の江見線と詫田バス停に て接続	③
	(有)ジョイックス交通	(9) 南部コース西	千代田支所	姉、柴尾、 龍尾、迎 島	ジョイックス営業所	往 20.8km 復 20.8km	95日	190.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄 バス佐賀線の江見線と詫田バス停に て接続	③
	(有)ジョイックス交通	(10) 南部コース東	千代田支所	仲田町、 崎村、出 来島	ジョイックス営業所	往 24.km 復 24.km	95日	190.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄 バス佐賀線の江見線と仲田町バス停 にて接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
神崎市	(有)ジョイックス交通	(11) 神埼～千代田線	神埼駅	詫田バス 停	千代田支所	往 13.8km 復 13.8km	294日	882.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄 バス佐賀線の江見線と詫田バス停に て接続	③
	吉野ヶ里観光タクシー(有)	(12) 北部デマンド		神埼町		.km .km	95日	285.0回			区域	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄 バス佐賀線の神埼線と神崎市役所前 バス停にて接続	③
	吉野ヶ里観光タクシー(有)	(13) 中部デマンド		神埼町、 千代田町		.km .km	100日	300.0回			区域	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄 バス佐賀線の神埼線と神崎市役所前 バス停にて接続	③
	吉野ヶ里観光タクシー(有)	(14) 南部デマンド		神埼町、 千代田町		.km .km	99日	297.0回			区域	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄 バス佐賀線の江見線と詫田バス停に て接続	③
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	神崎市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	24,171
交通不便地域等	1,364

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
1,364	脊振町	過疎法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
神崎市地域公共交通網形成計画	R2.3.25	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）①））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

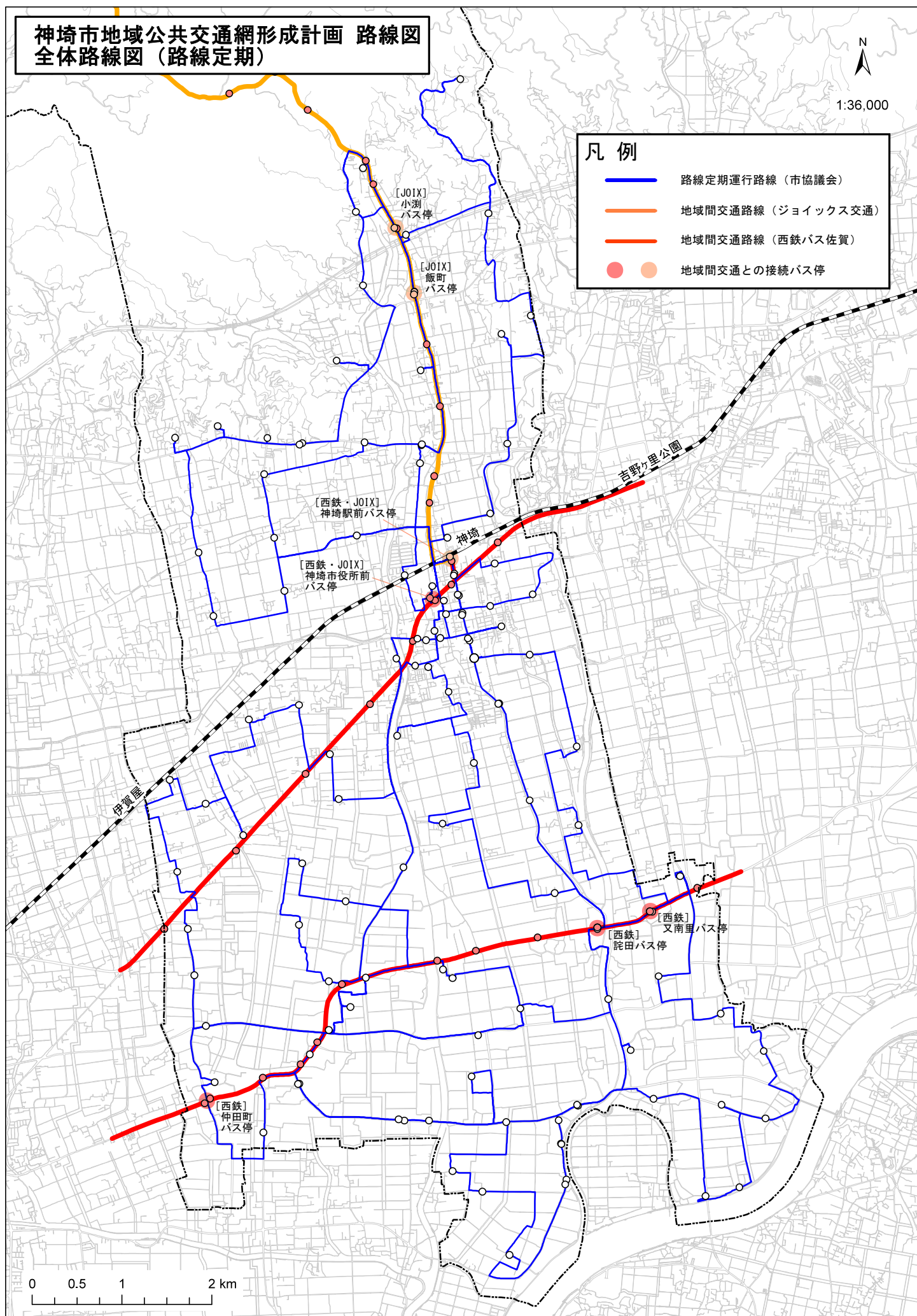
1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

神埼市地域公共交通網形成計画 路線図 全体路線図（路線定期）

N
1:36,000

凡 例

- 路線定期運行路線（市協議会）
- 地域間交通路線（ジョイックス交通）
- 地域間交通路線（西鉄バス佐賀）
- 地域間交通との接続バス停

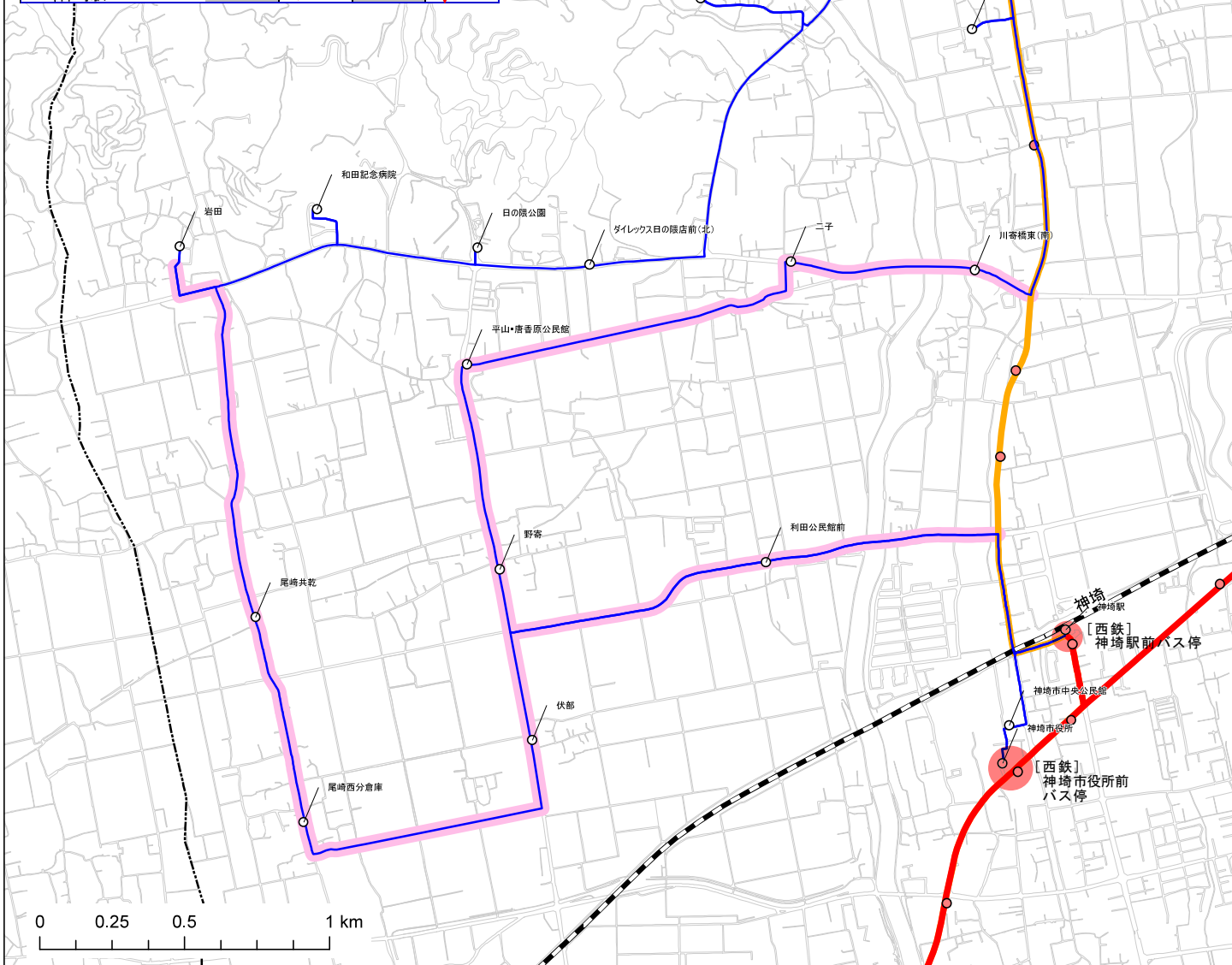


凡 例

- 路線定期運行路線（市協議会）
- 路線定期運行路線（フリー乗降区間）
- 地域間交通路線（ジョイックス交通）
- 地域間交通路線（西鉄バス佐賀）
- 地域間交通との接続バス停

神崎市地域公共交通網形成計画 路線図 系統番号 1・2 北部コース西（路線定期）

バス停留所	第1便 (左回り)	第2便 (右回り)	第3便 (左回り)	第4便 (右回り)
1 神崎駅	9:08	11:00	13:43	17:55
2 利田公民館前	9:06	11:02	13:41	17:57
3 伏部	9:02	11:05	13:37	18:00
4 尾崎西分倉庫	8:59	11:08	13:34	18:03
5 尾崎共乾	8:58	11:09	13:33	18:04
6 岩田	8:54	11:13	13:29	18:08
7 和田記念病院	8:52	11:15	13:27	18:10
8 日の隈公園	8:47	11:20	13:22	18:15
9 ダイレックス日の隈店	8:45	11:22	13:20	18:17
10 城原公民館	8:42	11:25	13:17	18:20
11 朝日	8:39	11:28	13:14	18:23
12 梅の花神崎村	8:38	11:29	13:13	18:24
13 仁比山温泉もみじの湯	8:37	11:31	13:12	18:26
14 小淵	8:36	11:32	13:11	18:27
15 高速神崎バス停前	8:35	11:33	13:10	18:28
16 飯町バス停	8:33	11:35	13:08	18:30
17 右原団地	8:31	11:37	13:06	18:32
18 川寄橋東	8:28	11:40	13:03	18:35
19 八子(二子)	8:27	11:41	13:02	18:36
20 平山・唐香原公民館	8:26	11:42	13:01	18:37
21 野寄	8:25	11:43	13:00	18:38
22 利田公民館前	8:22	11:46	12:57	18:41
23 神崎市中央公民館	8:18	11:50	12:53	18:45
24 神崎市役所	8:17	11:51	12:52	18:46
25 神崎駅	8:15	11:53	12:50	18:48



神崎市地域公共交通網形成計画 路線図 系統番号 3・4 北部コース東 (路線定期)

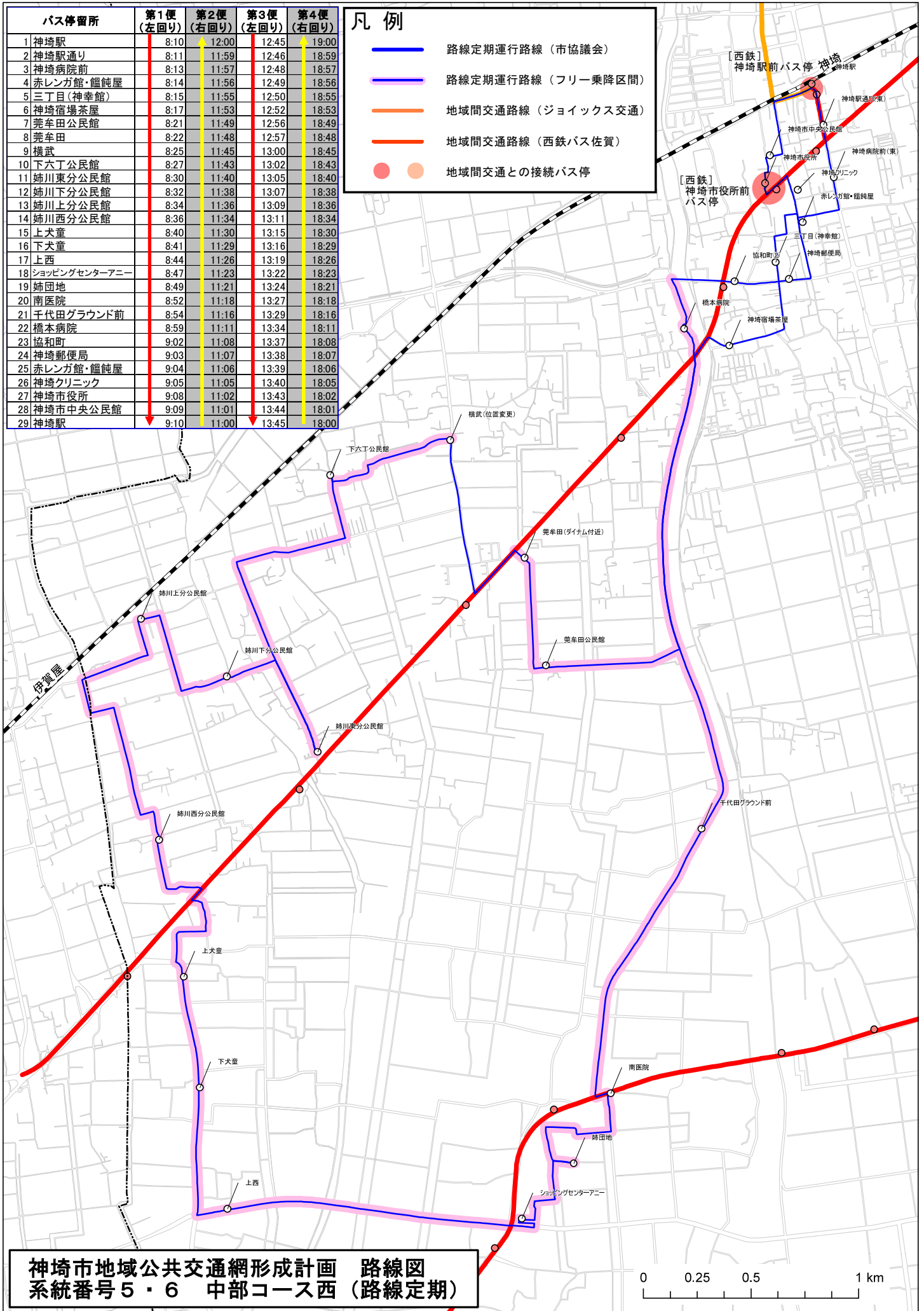
N
 1:16,000

凡 例

- 路線定期運行路線 (市協議会)
- 路線定期運行路線 (フリー乗降区間)
- 地域間交通路線 (ジョイックス交通)
- 地域間交通路線 (西鉄バス佐賀)
- 地域間交通との接続バス停

バス停留所	第1便 (右回り)	第2便 (左回り)	第3便 (右回り)	第4便 (左回り)
1 神埼駅	9:08	10:10	14:43	16:50
2 JA神埼支所	9:06	10:12	14:41	16:52
3 吉野ヶ里歴史公園西口	9:04	10:14	14:39	16:54
4 馬郡	9:02	10:16	14:37	16:56
5 王仁博士顕彰公園	9:00	10:18	14:35	16:58
6 東山	8:58	10:20	14:33	17:00
7 志波屋公民館	8:54	10:24	14:29	17:04
8 三谷	8:49	10:29	14:24	17:09
9 高速神埼バス停前	8:43	10:35	14:18	17:15
10 小淵	8:42	10:36	14:17	17:16
11 梅の花神埼村	8:41	10:37	14:16	17:17
12 仁比山温泉もみじの湯	8:39	10:39	14:14	17:19
13 飯町バス停	8:36	10:42	14:11	17:22
14 右原団地	8:33	10:45	14:08	17:25
15 川寄橋東	8:30	10:48	14:05	17:28
16 鶴西公民館前	8:28	10:50	14:03	17:30
17 犬の目(旧あらた家具前)	8:27	10:51	14:02	17:31
18 神埼市役所	8:25	10:53	14:00	17:33
19 神崎市中央公民館	8:22	10:56	13:57	17:36
20 神埼クリニック	8:20	10:58	13:55	17:38
21 神埼病院前	8:18	11:00	13:53	17:40
22 神埼駅通り	8:16	11:02	13:51	17:42
23 神埼駅	8:15	11:03	13:50	17:43

0 0.25 0.5 1 km



神崎市地域公共交通網形成計画 路線図 系統番号 7・8 中部コース東 (路線定期)

1:15,000

凡 例

- 路線定期運行路線 (市協議会)
- 路線定期運行路線 (フリー乗降区間)
- 地域間交通路線 (ジョイックス交通)
- 地域間交通路線 (西鉄バス佐賀)
- 地域間交通との接続バス停

バス停留所	第1便 (右回り)	第2便 (左回り)	第3便 (右回り)	第4便 (左回り)
1 神崎駅	8:10	10:50	13:55	17:50
2 神崎駅通り	8:12	10:48	13:57	17:48
3 駅ヶ里	8:15	10:45	14:00	17:45
4 ひのはしら一里塚	8:19	10:41	14:04	17:41
5 出来町	8:20	10:40	14:05	17:40
6 一丁目公民館	8:21	10:39	14:06	17:39
7 なかしま整形外科前	8:23	10:37	14:08	17:37
8 JAスタンド前	8:25	10:35	14:10	17:35
9 ショッピングセンターサビエ	8:26	10:34	14:11	17:34
10 神納	8:27	10:33	14:12	17:33
11 菅根ヶ里公民館	8:29	10:31	14:14	17:31
12 蔵戸構造改善センター	8:32	10:28	14:17	17:28
13 トライアル千代田店	8:37	10:23	14:22	17:23
14 又南里	8:40	10:20	14:25	17:20
15 詫田バス停	8:42	10:18	14:27	17:18
16 高志	8:44	10:16	14:29	17:16
17 大門公民館	8:49	10:11	14:34	17:11
18 永歌公民館	8:53	10:07	14:38	17:07
19 神陽団地公民館	8:55	10:05	14:40	17:05
20 小津ヶ里	8:59	10:01	14:44	17:01
21 四丁目公民館	9:00	10:00	14:45	17:00
22 三丁目(神幸館)	9:02	9:58	14:47	16:58
23 赤レンガ館・鑑純屋	9:03	9:57	14:48	16:57
24 神崎クリニック	9:04	9:56	14:49	16:56
25 神崎市役所	9:08	9:52	14:53	16:52
26 神崎市中央公民館	9:09	9:51	14:54	16:51
27 神崎駅	9:10	9:50	14:55	16:50

0 0.25 0.5 1 km

神崎市地域公共交通網形成計画 路線図
系統番号10 南部コース東（路線定期）

1:25,000

凡 例

- 路線定期運行路線（市協議会）
- 路線定期運行路線（フリー乗降区間）
- 地域間交通路線（ジョイックス交通）
- 地域間交通路線（西鉄バス佐賀）
- 地域間交通との接続バス停

バス停留所	第1便	第2便	第3便	第4便
1 ジョイックス営業所	8:10	10:53	14:25	17:43
2 出来島	8:13	10:50	14:28	17:40
3 中津	8:15	10:48	14:30	17:38
4 林慶(日高商店前)	8:18	10:45	14:33	17:35
5 千歳郵便局前	8:19	10:44	14:34	17:34
6 冠者神社前	8:20	10:43	14:35	17:33
7 下村湖人生家	8:21	10:43	14:36	17:33
8 崎村下	8:22	10:42	14:37	17:32
9 黒津会館前	8:26	10:38	14:41	17:28
10 小鹿	8:30	10:34	14:45	17:24
11 用作	8:32	10:32	14:47	17:23
12 片江コーポ前	8:34	10:30	14:49	17:20
13 小森田	8:36	10:28	14:51	17:18
14 柴尾	8:40	10:24	14:55	17:14
15 中下医院前	8:41	10:23	14:56	17:13
16 古賀内科前	8:43	10:21	14:58	17:11
17 東野ヶ里団地前	8:46	10:18	15:01	17:08
18 仲田町バス停	8:48	10:16	15:03	17:06
19 仲田町団地公民館	8:49	10:15	15:04	17:05
20 上西	8:51	10:13	15:06	17:03
21 ショッピングセンターアニー	8:55	10:09	15:10	16:59
22 こすもす苑	8:59	10:05	15:14	16:55
23 丁太田	9:00	10:03	15:15	16:53
24 はんぎーホール	9:02	10:01	15:17	16:51
25 千代田支所	9:03	10:00	15:18	16:50

0 0.375 0.75 1.5 km

凡 例

- 路線定期運行路線（市協議会）
- 路線定期運行路線（フリー乗降区間）
- 地域間交通路線（ジョイックス交通）
- 地域間交通路線（西鉄バス佐賀）
- 地域間交通との接続バス停

1:15,000

バス停留所	第1便	第2便	第3便
1 神埼駅	9:20	11:20	15:00
2 神埼市中央公民館	9:22	11:22	15:02
3 神埼市役所	9:22	11:22	15:02
4 神埼クリニック	9:23	11:23	15:03
5 赤レンガ館・饅頭屋	9:24	11:24	15:04
6 三丁目（神幸館）	9:25	11:25	15:05
7 神埼郵便局	9:25	11:25	15:05
8 なかしま整形外科前	9:27	11:27	15:07
9 JASTAND前	9:28	11:28	15:08
10 ショッピングセンターサビエ	9:29	11:29	15:09
11 小桜保育園前	9:30	11:30	15:10
12 荒堅目（高木商店前）	9:33	11:33	15:13
13 詫田バス停	9:36	11:36	15:16
14 渡瀬（古賀橋）	9:38	11:38	15:18
15 丁太田	9:40	11:40	15:20
16 こすもす苑	9:41	11:41	15:21
17 ショッピングセンターアニー	9:45	11:45	15:25
18 姉団地	9:46	11:46	15:26
19 南医院	9:49	11:49	15:29
20 千代田支所	9:52	11:52	15:32

バス停留所	第1便	第2便	第3便
1 千代田支所	10:10	12:10	16:00
2 南医院	10:13	12:13	16:03
3 姉団地	10:16	12:16	16:06
4 ショッピングセンターアニー	10:17	12:17	16:07
5 こすもす苑	10:21	12:21	16:11
6 丁太田	10:22	12:22	16:12
7 渡瀬（古賀橋）	10:24	12:24	16:14
8 詫田バス停	10:26	12:26	16:16
9 荒堅目（高木商店前）	10:29	12:29	16:19
10 小桜保育園前	10:32	12:32	16:22
11 ショッピングセンターサビエ	10:33	12:33	16:23
12 JASTAND前	10:34	12:34	16:24
13 なかしま整形外科前	10:35	12:35	16:25
14 神埼郵便局	10:37	12:37	16:27
15 三丁目（神幸館）	10:37	12:37	16:27
16 赤レンガ館・饅頭屋	10:38	12:38	16:28
17 神埼クリニック	10:39	12:39	16:29
18 神埼市役所	10:40	12:40	16:30
19 神埼市中央公民館	10:40	12:40	16:30
20 神埼駅	10:42	12:42	16:32

神埼市地域公共交通網形成計画 路線図
系統番号11 神埼～千代田線（路線定期）

0 0.25 0.5 1 km

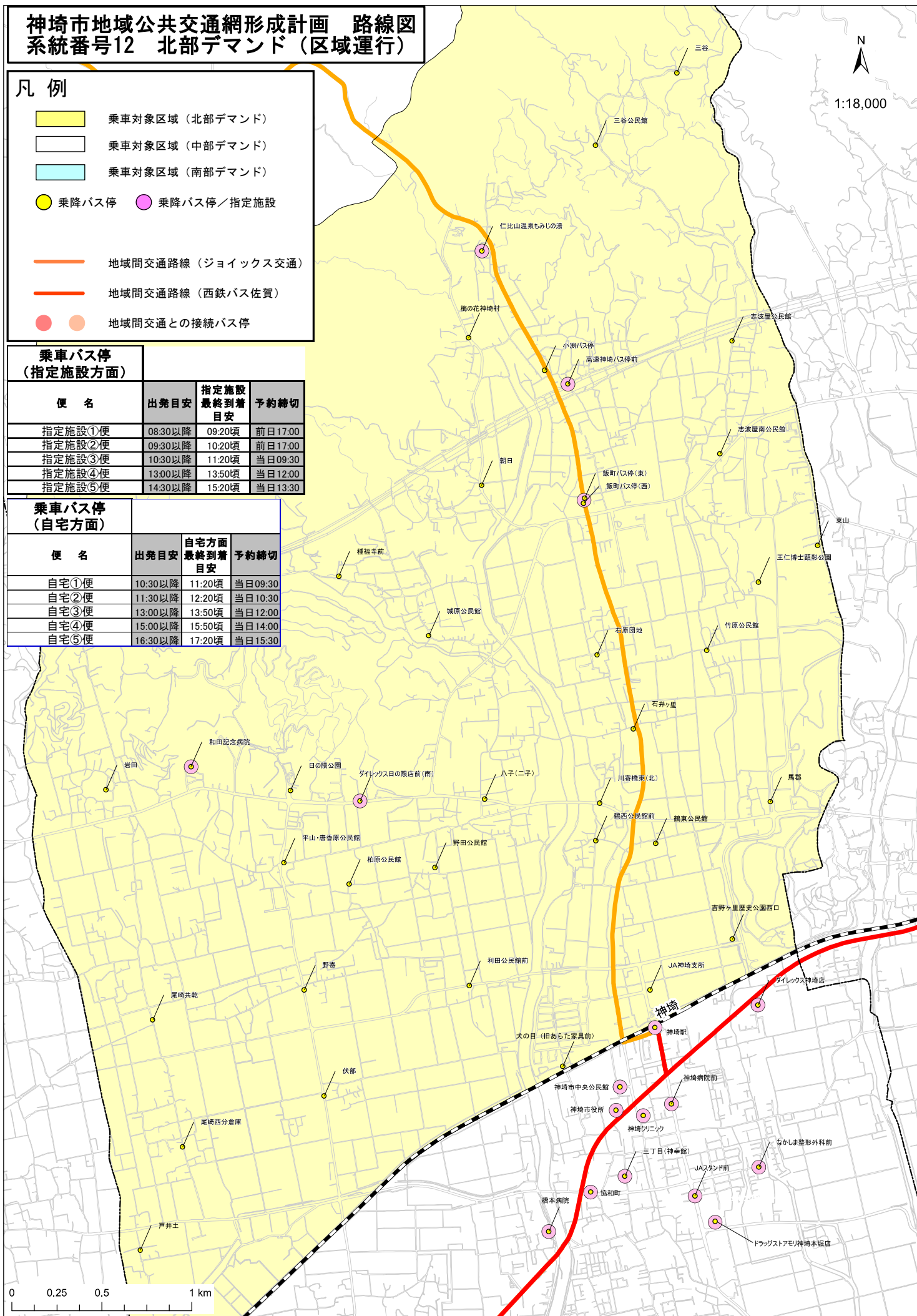
神埼市地域公共交通網形成計画 路線図
系統番号12 北部デマンド（区域運行）

凡 例

-  乗車対象区域（北部デマンド）
 -  乗車対象区域（中部デマンド）
 -  乗車対象区域（南部デマンド）
 -  乗降バス停
 -  乗降バス停／指定施設
 -  地域間交通路線（ジョイックス交通）
 -  地域間交通路線（西鉄バス佐賀）
 -   地域間交通との接続バス停

乗車バス停 (指定施設方面)			
便 名	出発目安	指定施設 最終到着 目安	予約締切
指定施設①便	08:30以降	09:20頃	前日17:00
指定施設②便	09:30以降	10:20頃	前日17:00
指定施設③便	10:30以降	11:20頃	当日09:30
指定施設④便	13:00以降	13:50頃	当日12:00
指定施設⑤便	14:30以降	15:20頃	当日13:30

乗車バス停 (自宅方面)			
便 名	出発目安	自宅方面 最終到着 目安	予約締切
自宅①便	10:30以降	11:20頃	当日09:30
自宅②便	11:30以降	12:20頃	当日10:30
自宅③便	13:00以降	13:50頃	当日12:00
自宅④便	15:00以降	15:50頃	当日14:00
自宅⑤便	16:30以降	17:20頃	当日15:30



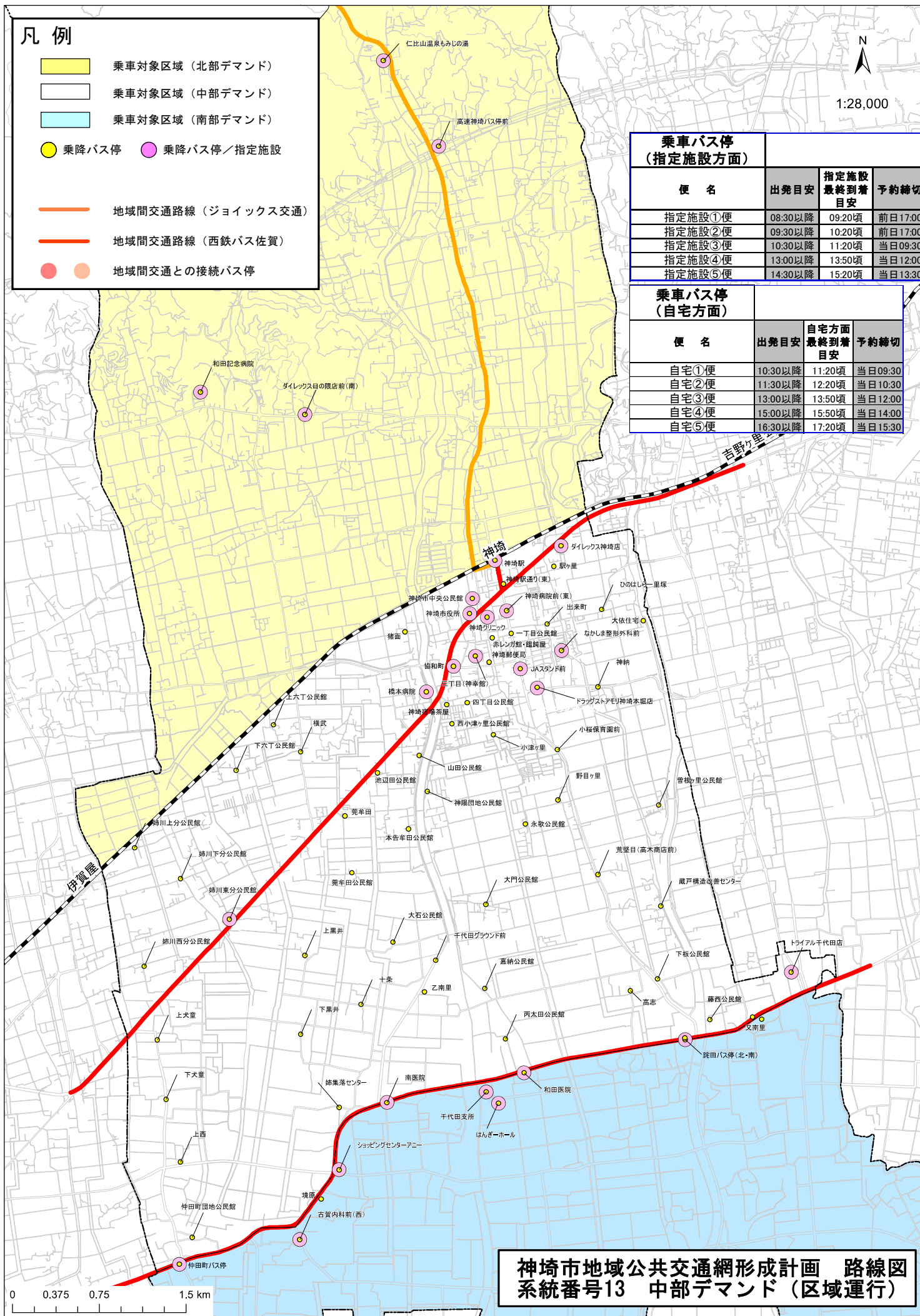
凡 例

- 乗車対象区域（北部デマンド）
- 乗車対象区域（中部デマンド）
- 乗車対象区域（南部デマンド）
- 乗降バス停
- 乗降バス停／指定施設
- 地域間交通路線（ジョイックス交通）
- 地域間交通路線（西鉄バス佐賀）
- 地域間交通との接続バス停

1:28,000

乗車バス停 (指定施設方面)			
便 名	出発目安	指定施設 最終到着 目安	予約締切
指定施設①便	08:30以降	09:20頃	前日17:00
指定施設②便	09:30以降	10:20頃	前日17:00
指定施設③便	10:30以降	11:20頃	当日09:30
指定施設④便	13:00以降	13:50頃	当日12:00
指定施設⑤便	14:30以降	15:20頃	当日13:30

乗車バス停 (自宅方面)			
便 名	出発目安	自宅方面 最終到着 目安	予約締切
自宅①便	10:30以降	11:20頃	当日09:30
自宅②便	11:30以降	12:20頃	当日10:30
自宅③便	13:00以降	13:50頃	当日12:00
自宅④便	15:00以降	15:50頃	当日14:00
自宅⑤便	16:30以降	17:20頃	当日15:30



神埼市地域公共交通網形成計画 路線図
系統番号13 中部デマンド（区域運行）

神崎市地域公共交通網形成計画 路線図 系統番号14 南部デマンド（区域運行）

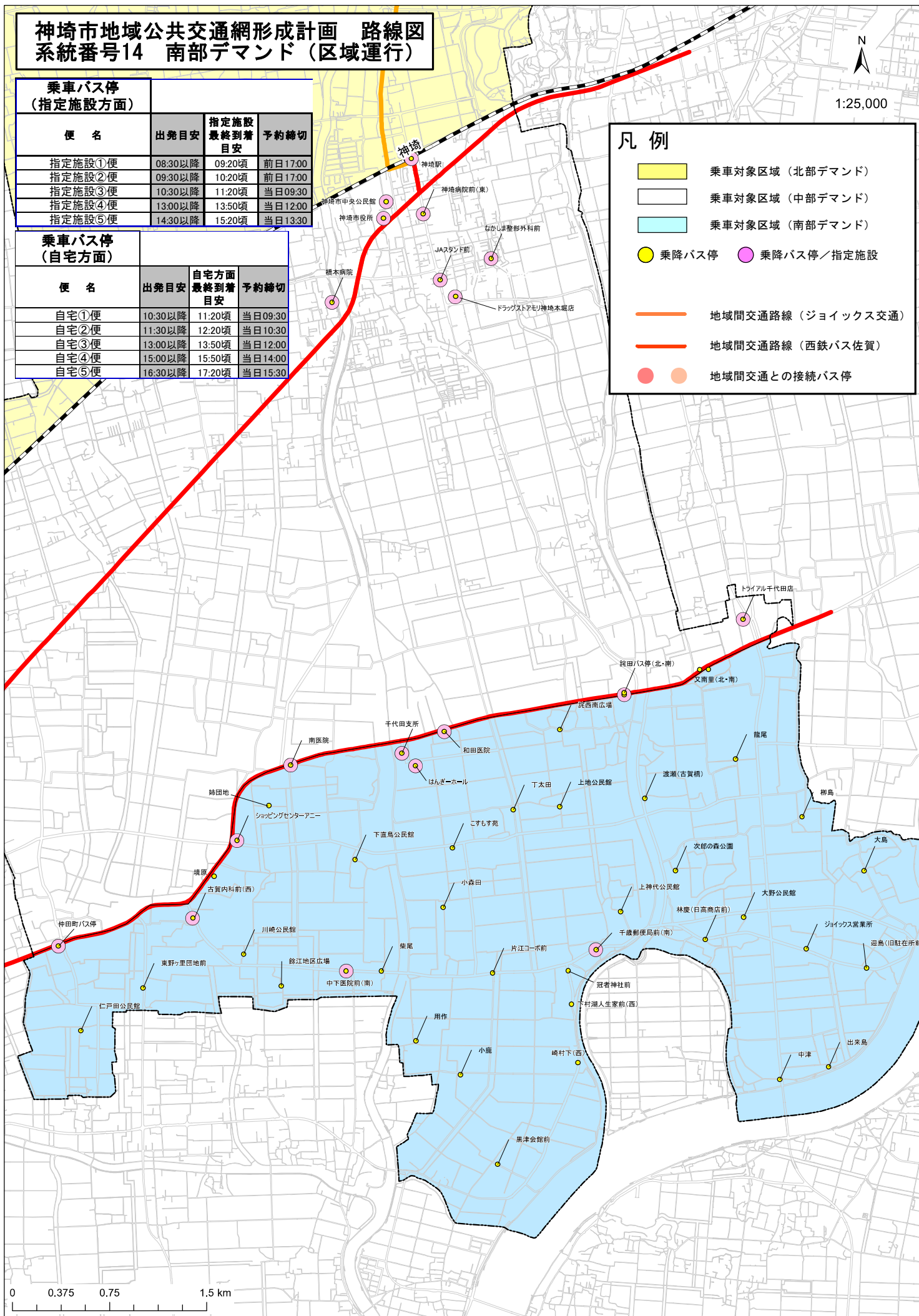
1:25,000

乗車バス停 (指定施設方面)			
便 名	出発目安	指定施設 最終到着 目安	予約締切
指定施設①便	08:30以降	09:20頃	前日17:00
指定施設②便	09:30以降	10:20頃	前日17:00
指定施設③便	10:30以降	11:20頃	当日09:30
指定施設④便	13:00以降	13:50頃	当日12:00
指定施設⑤便	14:30以降	15:20頃	当日13:30

乗車バス停 (自宅方面)			
便 名	出発目安	自宅方面 最終到着 目安	予約締切
自宅①便	10:30以降	11:20頃	当日09:30
自宅②便	11:30以降	12:20頃	当日10:30
自宅③便	13:00以降	13:50頃	当日12:00
自宅④便	15:00以降	15:50頃	当日14:00
自宅⑤便	16:30以降	17:20頃	当日15:30

凡 例

- 乗車対象区域（北部デマンド）
- 乗車対象区域（中部デマンド）
- 乗車対象区域（南部デマンド）
- 乗降バス停 乗降バス停／指定施設
- 地域間交通路線（ジョイックス交通）
- 地域間交通路線（西鉄バス佐賀）
- 地域間交通との接続バス停



0 0.375 0.75 1.5 km

様式第 1 号

令和 7 年 6 月 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

申請者 住 所 神埼市神埼町鶴 3542 番地 1
氏 名 神埼市地域公共交通活性化協議会
会長 中島 勝利

佐賀県くらしを支える移動手段支援事業費奨励金にかかる利用促進計画について（提出）

佐賀県くらしを支える移動手段支援事業費奨励金の事業実施にあたり、別紙のとおり利用促進計画について提出します。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

佐 賀 県 知 事 様

住 所

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

（氏名欄は記名押印又は署名）（ふりがな）

氏 名

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

生年月日 （明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

くらしを支える移動手段支援事業利用促進計画

市町名	神崎市
-----	-----

1. 目的

神崎市内において、国・県道以外を走行する路線バスが存在しておらず、神崎市地域公共交通活性化協議会が運行する「神崎市巡回バス」及び「神崎町・千代田町予約型乗合タクシー「NORARU」」が、住民の生活を支える重要な交通インフラとなっている。

また、令和7年4月30日時点での高齢化率(65歳以上の割合)は3割を超えており、今後、より一層免許返納者や高齢者の移動ニーズは増加すると考えられる。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響による公共交通利用者の減少など、公共交通を巡る環境は厳しい状況にあり、将来にわたり持続可能な地域公共交通の運営を実現するためには、地域が主体となった公共交通利用促進の機運醸成が必要不可欠である。

以上のことから、神崎市の地域公共交通の活性化を目的とし、利用促進に係る取組を実施する。

2. 対象路線又は区域

番号	名称	路線又は区域	運行形態	運行主体	契約方法	運送種別	運賃値下げ対応	備考
1	神崎市巡回バス	北部エリア・中部エリア 南部エリア・神崎～千代田線	定時定期路線	神崎市地域公共交通活性化協議会	委託	4条乗合	回数券等	1,000円で2,000円分 及び200円で400円分の乗車券を 購入できる回数券を販売
2	神崎町・千代田町予約型乗合タクシー 「NORARU」	北部エリア・中部エリア 南部エリア	区域運行	神崎市地域公共交通活性化協議会	委託	4条乗合	回数券等	2,000円で3,000円分 及び400円で600円分の乗車券を 購入できる回数券を販売

3. 実施予定期間、取組内容及び目標

番号	名称	路線又は区域	実施予定期間	利用促進の取組内容	目標
1	神崎市巡回バス	北部エリア・中部エリア 南部エリア・神崎～千代田線	令和7年7月～令和8年2月	・神崎市で開催されるイベント会場にて広報ブースを設置し、出前講座・割引回数券の販売についてPRを行い、利用促進を図る。 ・自治会等と協力し、公共交通利用促進のための出前講座を実施する。 ・市HP、公式LINE等による利用促進啓発情報の発信。	・巡回バスの利用者数(R7.7～R8.2):2,350名以上 ※前年同月比5%増 (参考:令和6年7月～令和7年2月 2,242名)
2	神崎町・千代田町予約型乗合タクシー 「NORARU」	北部エリア・中部エリア 南部エリア	令和7年7月～令和8年2月	・神崎市で開催されるイベント会場にて広報ブースを設置し、出前講座・割引回数券の販売についてPRを行い、利用促進を図る。 ・自治会等と協力し、公共交通利用促進のための出前講座を実施する。 ・市HP、公式LINE等による利用促進啓発情報の発信。	・NORARUの利用者数(R7.7～R8.2):対年同月比増加(479人以上) (参考:令和6年7月～令和7年2月 478名)

4. 担当

担当所属	神崎市総務企画部総合政策課
担当者氏名	福井 走
電話番号	0952-37-0102
Mail	kotsu@city.kanzaki.lg.jp